

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月28日
【事業年度】	第10期（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）
【会社名】	ベースフード株式会社
【英訳名】	BASE FOOD, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 橋本 舜
【本店の所在の場所】	東京都目黒区中目黒五丁目25番2号
【電話番号】	03-6416-8905
【事務連絡者氏名】	C00 川南 圭一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区中目黒五丁目25番2号
【電話番号】	03-6416-8905
【事務連絡者氏名】	C00 川南 圭一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月	2026年2月
売上高 (千円)	5,545,758	9,857,651	14,874,087	15,241,454	15,191,882
経常利益又は経常損失 (千円)	460,985	995,237	891,024	123,853	267,717
当期純利益又は当期純損失 (千円)	463,071	1,008,413	856,016	108,952	262,372
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	1,102,100	1,132,046	1,174,857	38,199
発行済株式総数 (株)	481,466	50,869,700	53,292,900	54,351,300	54,752,100
普通株式	255,000	50,869,700	53,292,900	54,351,300	54,752,100
A種優先株式	46,000	-	-	-	-
B種優先株式	30,000	-	-	-	-
C種優先株式	79,000	-	-	-	-
D種優先株式	60,865	-	-	-	-
E種優先株式	10,601	-	-	-	-
純資産額 (千円)	643,034	1,638,822	842,462	1,036,858	1,355,547
総資産額 (千円)	1,588,760	3,609,777	3,276,764	3,851,309	4,013,585
1株当たり純資産額 (円)	54.59	33.09	16.21	19.56	25.38
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	18.56	25.44	16.83	2.07	4.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	2.04	4.90
自己資本比率 (%)	40.4	45.4	25.7	26.9	33.8
自己資本利益率 (%)	-	-	-	11.6	21.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	293.24	74.19
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	373,071	732,916	665,900	130,431	255,417
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	46,117	265,404	229,435	34,930	239,957
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	966,419	2,457,923	29,656	386,877	111,725
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	837,005	2,296,608	1,430,928	1,983,167	1,886,902

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月	2026年2月

従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	37 (19)	108 (74)	128 (122)	115 (142)	98 (127)
株主総利回り (%) (比較指標:東京グ ロース市場250指数)	- (-)	- (-)	91.0 (103.2)	125.7 (87.3)	75.6 (103.9)
最高株価 (円)	-	824	446	658	605
最低株価 (円)	-	318	434	182	298

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は、2020年4月8日付で株式1株につき1,000株の株式分割を、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第7期及び第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 第6期から第8期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
7. 第6期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第7期及び第8期は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
9. 第6期においては、新規ユーザー獲得や認知度向上を目的としたオンライン広告を積極的に実施したことなどにより経常損失及び当期純損失を計上しております。また、第7期及び第8期も同様にオンライン広告を実施したことに加え、TVCMによるプロモーション活動を積極的に行ったことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。なお、同様の理由により営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
10. 2022年6月21日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年7月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2022年7月7日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
11. 2022年11月15日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第6期から第7期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第8期から第10期の株主総利回り及び比較指標については、2023年2月期末を基準として算定しております。
12. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2022年11月15日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
13. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	事業の変遷
2016年4月	東京都世田谷区にベースフード㈱を設立
2016年10月	完全栄養(注1)の Pasta「BASE PASTA」のクラウドファンディングを開始
2017年2月	完全栄養の Pasta「BASE PASTA」を他社EC(Amazon)において発売開始
2017年5月	BASE PASTAを自社ECにおいて発売開始
2017年8月	本社を東京都目黒区に移転
2017年10月	「BASE PASTA」がグッドデザイン賞を受賞
2018年6月	本社を東京都目黒区内で移転
2018年8月	米国での商品販売を目的にBASE FOOD, U.S., Inc. を設立(2020年5月8日清算終了)
2019年3月	完全栄養のパン「BASE BREAD」を発売開始
2020年11月	BASE BREADを薬局にて店頭販売開始
2021年1月	BASE BREADを都内のジムにて販売開始
2021年3月	BASE BREADを関東のコンビニエンスストアにて販売開始
2021年6月	完全栄養のクッキー「BASE Cookies」を発売開始
2021年7月	神奈川県座間市に自社倉庫を開設
2021年10月	BASE BREAD及びBASE Cookiesを中部・関西地方のコンビニエンスストアにて販売開始
2021年12月	京都府向日市に自社倉庫を開設
2022年2月	当社初のTVCMを福岡にて放送開始
2022年2月	月間定期購入者数(注2)10万人を突破
2022年3月	オンラインコミュニティ「BASE FOOD Labo(ベースフードラボ)」のアプリをリリース
2022年6月	シリーズ累計販売数5,000万袋を達成
2022年11月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2023年2月	完全栄養の料理「BASE FOOD Deliシリーズ」の発売開始
2023年3月	シリーズ累計販売数1億袋を達成
	自社倉庫を京都府向日市から大阪府高槻市に移転
2023年4月	BASE BREAD チョコレートが第62回ジャパン・フード・セレクション「グランプリ」を受賞
2023年6月	BASE BREADのコンビニエンスストアによる販売エリアが日本全国へ拡充
2023年9月	シリーズ累計販売数1.5億袋を達成
2023年10月	国外向け公式ECサイトを香港にオープン、定期販売事業を開始
2023年12月	一般社団法人 日本経済団体連合会(経団連)に入会
	香港での累計販売数が30万袋を達成
2024年1月	緊急災害対応アライアンス「SEMA」に加盟
	香港、中国に加え、新たにシンガポールと台湾で定期販売事業を開始
2024年4月	完全栄養の麺「BASE PASTA ソース焼きそば」販売開始
	完全栄養のパンケーキ「BASE Pancake Mix」販売開始
	香港での累計販売数が50万袋を達成
2024年6月	シリーズ累計販売数2億袋を達成
2024年8月	「BASE PASTA 旨辛まぜそば」販売開始
2024年10月	農林水産省「中小企業イノベーション創出推進事業」採択
2025年1月	「BASE YAKISOBA」シリーズ(ソース焼きそば/旨辛まぜそば)発売開始
2025年2月	米国・韓国での販売事業を開始
2025年3月	「BASE YAKISOBA」シリーズ累計販売数100万個を達成
2025年6月	継続コース向けセレクトショップ「BASE FOOD Selection」の提供を開始
2025年7月	公益社団法人日本プロサッカーリーグと「Jリーグ未来育成パートナー」契約を締結
2025年10月	法人向け福利厚生サービス「BASE FOOD for Office」の本格提供を開始
	「BASE RAMEN」シリーズの販売開始
2025年11月	「BASE Pound Cake」シリーズの販売開始
	「BASE FOOD」シリーズの累計会員数が100万人を突破
2026年3月	「BASE FOOD」シリーズの累計販売数が3億袋を突破

- (注) 1. 1食分 (BASE BREADは2袋、BASE Cookiesは4袋、BASE YAKISOBAは2個、BASE RAMENIは2個 / 1個あたり調理後スープ約110gを含む、BASE Pancake Mixは1袋と卵Mサイズ1つ、牛乳(成分無調整)100mlを使用して調理した場合)で、栄養素等表示基準値に基づき、脂質・飽和脂肪酸・炭水化物・ナトリウム以外のすべての栄養素で1日分の基準値の1/3以上を含む。
2. 自社ECでのサブスクリプション(定期購入)販売において、継続コースを契約している会員数

3【事業の内容】

当社は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」というミッションのもと、特に栄養に関する課題を解決するため、“栄養のインフラ”としてのBASE FOODを目指し、完全栄養の主食等を中心としたBASE FOODシリーズ等（「BASE BREAD」・「BASE YAKISOBA」・「BASE RAMEN」・「BASE Cookies」・「BASE Pancake Mix」）の開発と販売を行っております。なお、商品製造については、外部業者に委託しております。

栄養バランスのとれた食生活を実践するには、栄養や食事の正しい知識や、それを実践する時間の余裕が必要となります。しかし、1980年には614万世帯（注1）であった共働き世帯数が2020年には1,240万世帯（注2）に増加しており、仕事や家事、育児などで忙しいために食生活に気を配る余裕がなく、調理に手間をかけない人（注3）も増加しております。“食”に掛ける時間の減少の結果、生活習慣病リスクは増大し、社会保障給付費は1980年度の24.9兆円（注4）から2020年度には132.2兆円（注5）まで増加するという社会問題につながっております。当社が開発するBASE FOODシリーズは、低脂質、低糖質、低塩分で、たんぱく質、食物繊維、ビタミン、ミネラルなど1日に必要な33種類の栄養素が含まれ、1食で1日に必要な栄養素の1/3がバランスよくとれる完全栄養の主食を中心とした商品であり、栄養バランスの良い食事を通じて健康寿命を延ばすことで日本の社会問題を解決し得ると考えております。

健康でありたいという人間の根源的な欲求を背景に、2025年11月にはBASE FOODシリーズの累計会員数が100万人を突破し、2026年3月には累計販売数が3億袋を越えました。人々の健康への意識は一層高まり、栄養バランスの取れた食生活へのニーズも益々高まっていると考えております。

また、消費者の食に関する志向（現在の食の志向）としては「健康志向」「経済性志向」「簡便化志向」が3大志向（注6）とされており、当社の商品コンセプトともマッチしていると考えております。

- （注）1．総務省統計局「労働力調査特別調査」
- 2．総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」
- 3．東京ガス都市生活研究所「生活定点観測レポート2020」
- 4．国立社会保障・人口問題研究所「令和3年度社会保障費用統計」
- 5．厚生労働省推計（予算ベース）
- 6．株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査（令和7年11月調査）」

当社は販売開始時より、自社ECにおいては卸などを介さず顧客に直接販売を行うD2C（ダイレクト・トゥ・コンシューマ）モデルでの販売を続けております。また、定期購入者向けのオンラインコミュニティ「BASE FOOD Labo」のアプリをリリースしており、顧客がコミュニティ内でアレンジレシピの共有、商品開発や改善、新商品に関する意見の投稿など、情報交換ができる場を提供しております。なお、2026年2月時点で、「BASE FOOD Labo」のユーザー数は約112,000人以上となっております。これにより、顧客からのフィードバックをタイムリーに受け取ることが可能となり、かかるフィードバックや購買情報をもとに商品の開発・改善、マーケティングおよびサービスの改善を行っており、商品リリース後においても味の改善・バージョンアップを繰り返すことで「かんたん・おいしい・からだにいい」を追求しております。

1. 取扱い商品

主要な商品ラインナップは次のとおりであります。

(2026年5月28日時点)

商品名	開始年月	商品特徴
BASE BREAD (ベースブレッド)	2019年3月	完全栄養のパン。全粒粉や大豆、チアシードなど主に自然由来の厳選した10種類以上の原材料を使用し、たんぱく質や食物繊維、26種類のビタミン・ミネラルなど1日に必要な33種類の栄養素を摂ることができる、賞味期限約1ヶ月のロングライフパン。チョコレート、メープル、シナモン、こしあん、栗あん、ミルク、ストロベリー、ミニ食パン・プレーン、ミニ食パン・レーズン、ミニ食パン・オレンジ、プレーン、カレーの12種を展開。
BASE Cookies (ベースクッキー)	2021年6月	完全栄養のクッキー。全粒粉や大豆、チアシードなど主に自然由来の厳選した10種類以上の原材料を使用し、たんぱく質や食物繊維、26種類のビタミン・ミネラルなど1日に必要な33種類の栄養素を摂ることができる、間食やおやつとしてもおすすめのクッキー。ココア、アールグレイ、抹茶、ココナッツ、ペッパー、チーズの6種を展開。
BASE PASTA (ベースパスタ)	2023年2月	冷凍タイプの完全栄養のパスタ。全粒粉や大豆、チアシードなど主に自然由来の厳選した10種類以上の原材料を使用し、たんぱく質や食物繊維、26種類のビタミン・ミネラルなど1日に必要な33種類の栄養素を、温めるだけですぐに調理された食事として摂ることができるパスタ。ポロネーゼ、たらこ、きのこクリームの3種を展開。現在は発売中止
BASE Pancake Mix (ベースパンケーキミックス)	2024年4月	完全栄養のパンケーキミックス粉。全粒粉や大豆、チアシードなど主に自然由来の厳選した10種類以上の原材料を使用し、たんぱく質や食物繊維、26種類のビタミン・ミネラルなど1日に必要な33種類の栄養素を摂ることができる、ふんわりしっとり感が楽しめる完全栄養パンケーキが作れるミックス粉。
BASE YAKISOBA (ベースヤキソバ)	2025年1月	即席タイプの完全栄養の焼きそば。全粒粉や大豆、チアシードなど主に自然由来の厳選した10種類以上の原材料を使用し、たんぱく質や食物繊維、26種類のビタミン・ミネラルなど1日に必要な33種類の栄養素を摂ることができる、カロリーも塩分も控えめなカップ焼きそば。ソース焼きそば、塩焼きそば、トムヤムまぜそば、魚介醤油まぜそばの4種を展開。
BASE RAMEN (ベースラーメン)	2025年10月	即席タイプの完全栄養のラーメン。全粒粉や大豆、チアシードなど主に自然由来の厳選した10種類以上の原材料を使用し、たんぱく質や食物繊維、26種類のビタミン・ミネラルなど1日に必要な33種類の栄養素を摂ることができる、カロリーも塩分も控えめな汁ありタイプのカップラーメン。鶏ガラ醤油ラーメン、味噌ラーメンの2種を展開。
BASE Pound Cake (ベースパウンドケーキ)	2025年11月	全粒粉や大豆など、主に自然由来の厳選した10種類以上の原材料を使用し、たんぱく質や食物繊維、26種類のビタミン・ミネラルなど1日に必要な33種類の栄養素を摂ることができる、美味しさ追求した栄養バランスの良い健康的な大人のパウンドケーキ。アールグレイの1種を展開。

2. 事業モデル

当社は顧客に対し、主に自社ECでの直接販売、他社ECを経由してのセット販売、卸販売の3つのチャネルで当社商品を販売しております。それぞれの販売チャネルの特性を活かしながら、当社および当社商品に対する認知および顧客の商品体験の拡大・定着を図っております。

(1) 自社EC

当社ホームページを経由した自社ECにおいて商品の販売を行っております。インターネットを通じて直接購入者へ商品を販売しております。自社ECにおける注文の約99% (2026年2月期) は、4週間に1回の頻度で顧客が定期的に購入し配送されるサブスクリプションモデル (定期購入) となっております。サブスクリプションモデルを採用することで、精度の高い需要予測が可能になり、生産や売上の安定性を確保することが可能となります。また、顧客には、定期的にBASE FOODが自宅に届くことで、栄養バランスの良い食事を継続的にとることができる、何を食べるか悩む時間を削減できる、買い物の手間が省ける、といった付加価値を提供しております。

当チャネルにおける主な収益構造は、サブスクリプション会員による定期購入であります。サブスクリプション会員数の拡大、顧客継続率の増加を目的として、オンライン広告やTVCMなどのプロモーション活動や商品開発を積極的に実施しております。

なお、2026年2月時点でのサブスクリプション会員数は23.5万人、顧客継続率は96.5%（注）となっております。

（注）顧客継続率は $1 - (\text{当月解約者} / \text{前月定期購入者})$ で算出

(2) 他社EC

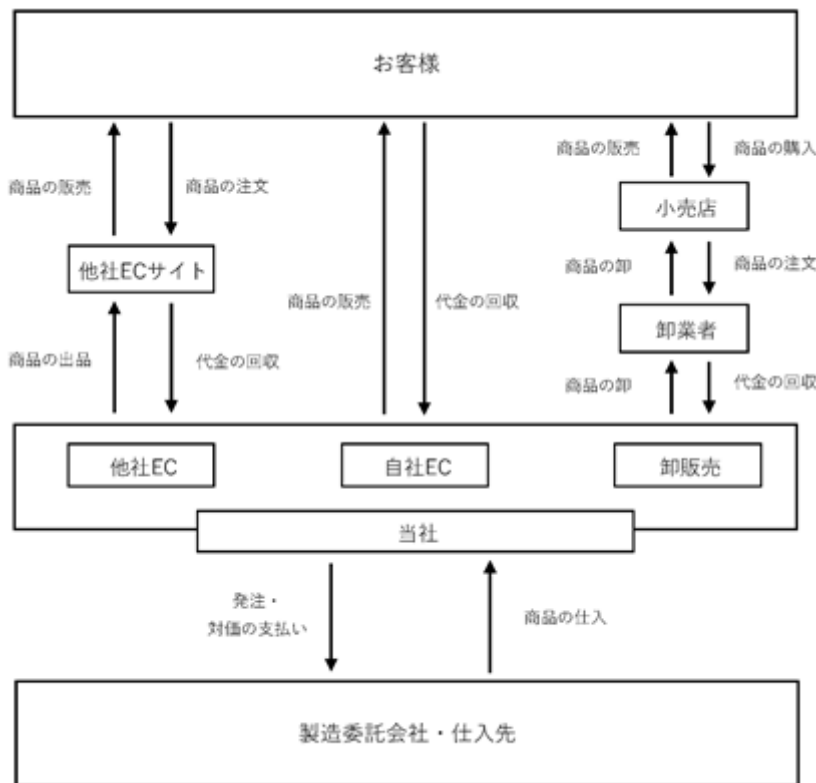
Amazon、楽天市場及びYahoo!ショッピングなどのECプラットフォームに商品を出品し、複数の商品をセットにして販売を行っております。当社ホームページに訪れたことのない顧客もこれらのプラットフォームに訪問した際に、当社商品を発見し購入することが出来るため、当社商品の認知および商品体験の拡大に繋がります。また海外においてもECプラットフォームを通じて販売を行っており、越境ECは累計3地域での展開になります。世界中の人々の「健康をあたりまえに。」の実現に向け、今後も海外展開を広げてまいります。

(3) 卸販売

卸業者を経由してコンビニエンスストアやドラッグストア、スポーツジム等で販売しております。顧客は全国の実店舗で買いたい時に1つ(袋/個)手軽に購入できるようになっております。実店舗での販売を行うことで、オンラインでリーチできなかった顧客に対して、オフラインでの当社商品の認知および商品体験の拡大を行っております。また、自社ECへの送客にも寄与しております。なお、2026年2月時点での展開実店舗数は、47,499店舗となっております。

[事業系統図]

当社の事業系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
98 (127)	37.1	3.2	9,047

セグメントの名称	従業員数（人）
完全栄養食事業	84 (123)
報告セグメント計	84 (123)
その他	- (0)
全社（共通）	14 (4)
合計	98 (127)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数欄の()は外数で記載しており、臨時従業員の年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は正社員、契約社員のみで算出しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. その他として記載されている従業員数は、報告セグメントに含まれない事業セグメントに所属しているものであります。
6. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」というミッションのもと、「かんたん・おいしい・からだにいい」のすべてをかなえる、主食を中心としたBASE FOODシリーズ等を開発・販売しております。さらに、「人生を楽しみ尽くす基盤のある世界に。」というビジョンを掲げ、完全栄養食を開発し提供する会社として、1食に必要な栄養素を全てとれる、バランスのとれた食事をたのしみながら、誰もが健康でいられる社会の実現を目指しております。

(2) 経営戦略等

ミッションである「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」を実現するため、当社は“栄養のインフラ”としてのBASE FOODを目指してBASE FOODシリーズ等の開発と販売を行っております。当社はR&Dを強化することで新商品開発及び商品改善を継続して行うことでより美味しい商品をより多く販売することで顧客数の拡大と商品購入の継続率を高めてまいります。商品開発においては、自社ECで採用しているD2Cモデルにより、当社が直接顧客からのフィードバックや購買情報を得られるようになっており、これらの情報を基に顧客が求めている商品の開発・改善を行う体制を整えております。

現在はBASE FOODシリーズ等を主に自社EC、他社EC、卸販売というチャネルで販売しております。自社ECにおける注文の約99%（2026年2月期）は定期購入によるもので、売上の安定性を確保すると同時に、顧客には継続的に健康的な食事をとる習慣を提供することができており、これにより高い顧客継続率を維持することが可能となっております。自社ECのみならず他社EC及び卸販売といったリテールチャネルを活用した販売体制によって、自社ECから商品を購入しない顧客との当社商品の最初の接点となり、最終的には自社ECで定期購入をする顧客の更なる獲得につながれていることを顧客からのアンケート回答からも確認できております（注）。卸チャネルにおいては特に一袋単位での販売を行っているため、顧客が気軽に購入し商品体験をする場としての役割を果たしていることに加え、自社EC定期購入をしている顧客も外出時や定期購入の追加として購入する場としての役割も果たしております。このように各販売チャネルは相互に送客を行う体制が構築できております。

（注）定期購入者の初回購入時に実施するアンケートにおける「過去にベースフード商品を購入したことがありますか？」という質問の回答選択肢より「Amazon」、「コンビニエンスストア」等の他のチャネルを選択する顧客の存在を確認しております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標等

当社のミッションの実現及び継続的な企業価値向上を達成するために、売上高、売上高成長率、売上高総利益率、営業利益率を経営上の重要な経営指標としております。売上高の成長、売上総利益率の改善を実現することで、売上高を継続的に成長させるための施策の自由度を高めることができ、最終的には、これらの施策が営業利益率の改善に繋がると考えています。

また、売上高を構成する要素の中においては、自社ECにおけるサブスクリプション会員数（定期購入者数）、解約率及び卸販売における卸業者を経由した展開店舗数、店舗当たり売上高について、主要な経営指標として考えております。

(4) 経営環境

当社の事業は、健康を求めるという確実なトレンドをもとに、創業以来堅調に売上を伸ばしております。栄養や健康的な食事に関する課題は多くの人を抱える共通の課題であり、健康的でおいしい食事をしたいというニーズは非常に大きく、近年では健康食の市場規模が成長していることもその証左として捉えることが出来ます。当社は「おいしい・かんたん・からだにいい」商品を開発し販売することで、食事に関する健康と美味しさのトレードオフを解消いたします。

当社は、広大な食市場の中でも、特に当社の強みである「健康 × 時短 × 朝食・昼食・間食」が重なり合う食シーンに着目し、シェア拡大を目指しております。これらの注力する食シーンにおける麺・パン・スナック市場（注1）の市場規模を約4,000億円（注2）と推計しております。このうち、現状の主な販売チャネルである小売店（コンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーマーケット等）及びEC市場でアプローチ可能な市場規模は約2,970億円（注3）、さらに長期的な配架率向上などを考慮した場合にアプローチ可能となり得る市場規模は約1,300億円（注4）と想定しております。

消費者の健康的な食事をする事への意識は高まっており、また、食品をオンラインで購入するという消費活動も一般化してきております。食品、飲料、酒類のEC化率（全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する、電子商取引市場規模の割合）は2019年の2.89%から、2023年の4.29%（注5）と拡大しており、今後も当社のコアターゲットとなる市場規模は拡大していくものと考えております。

- (注) 1. 富士経済『2024年 食品マーケティング便覧』より、「麺」は「めん類」の市場、「パン」は「パン類」の市場、「スナック」は「菓子・スナック菓子」セグメントにおける「ビスケット・クッキー」「クラッカー」を合算した市場規模として算出。
2. パン・めん類・スナック市場（注1参照）の合計に対し、「得意食シーン割合」と「健康志向比率」を乗じて推計。ここで、「得意食シーン割合」は「喫食シーン（朝・昼・間食・夜）、1食あたりの所要時間、1食あたりの価格」に基づく当社分析により算出し、「健康志向比率」は日本政策金融公庫「消費者動向調査（令和6年1月調査）」を参照。
3. 小売店（量販店、CVS、ドラッグストア。外食・ベーカリー等は除く）及びEC市場でアプローチ可能な市場規模（約2,970億円）の推計においては、カテゴリごとのチャネル別販売動向構成比（出典：富士経済『2024年 食品マーケティング便覧』）を参考に当社にて推計。
4. 当社のチャネル戦略に基づき、将来想定されるカテゴリ毎のチャネル別配荷率を乗じて算出。
5. 経済産業省「令和5年度 電子商取引に関する市場調査 報告書」

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

商品開発および改善のスピード

当社が今後も事業成長を継続していくためには、商品ラインナップの拡充及び、それぞれの商品について、更なるおいしさの向上が必要不可欠であると認識しております。創業より絶え間なく行ってきたタイムリーな顧客情報及び商品レビューの分析により、ユーザーのニーズを的確に把握しスピーディーに試作品を製造する商品開発・改善、また完全栄養ではない製品と同等以上のおいしさを実現するための技術開発を強化することが、顧客層の拡大、飽きや味への不満による既存顧客の解約防止、及び過去に解約した顧客の復帰等に寄与すると認識しております。また、おいしさの向上を加速させるためには、分子工学や微生物工学などのディープテック分野における知識やノウハウが有効であり、それらのバックグラウンドを持つ社員が技術開発を実施しています。今後も、デジタルテックとディープテックを活用し、商品開発と改善のスピードを速めてまいります。

販売チャネルの拡充

当社は自社EC、他社EC、卸業者を経由した小売店への卸販売という3つの販売チャネルにて商品販売を行っております。特に卸販売は、2020年よりコンビニエンスストアを筆頭に取扱店舗数を増やしており、当社の売上高の拡大だけでなく、当社商品の認知度やブランド力の強化、自社ECへの送客にも寄与しております。今後はスーパーマーケットを中心に取扱店舗数の拡大を図るとともに、商品の改良及び新商品の導入により店舗あたり売上高の成長も目指してまいります。

品質管理の更なる向上

当社の商品は、製造業務を外部に委託しており、当社は委託先と協働して商品の品質向上に努めております。製造された商品に品質問題が発生、又は製造委託先が法令違反等により操業の全部又は一部を停止せざるを得ない状況等が生じた場合においては、当社の供給体制やブランドイメージ、顧客の離反等へ影響を及ぼす可能性があります。よって、当社の更なる事業拡大には、品質向上を目的とした製造工程や環境の維持改善が重要であると認識しております。さらに、生産拠点内における工程に留まらず、製造拠点出荷後から顧客に届けられるまでの工程においても、品質管理を向上させることが重要であると考えており、今後それらの取り組みも維持改善し続けてまいります。

原材料の調達及び価格変動への対応

当社は、商品の安定的な供給を行うために、国際情勢の不安定化や作物不作による原燃料価格の高騰、急激な為替変動への対応、産地の災害や地政学リスクに対しても供給を絶やさないための強靱な原材料調達網の構築及び最適化が重要であると認識しております。当社の商品は小麦全粒粉、大豆、油脂、卵等を主要な原材料として製造しておりますが、複数社調達による安定供給体制の確立、調達リスクや難易度の高い原材料への施策、海外サプライヤーの幅広い活用やカントリー分散、使用原料の集約化によるコスト低減、相場変動により価格上昇が予測される原材料に対する低減策の構築などのリスクヘッジを図ってまいります。

収益基盤の強化

当社は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」のミッションを達成するため、商品の拡充・改善のための研究開発、顧客拡大のためのマーケティング活動、グローバル展開等を目的に事業投資を行っております。事業投資の自由度や持続可能性を高めるためには、利益率の改善が重要であると認識しております。そのため、最適なセールスマックスの追求、原材料の配合更新や製造工程の効率化の推進により売上総利益率を高めてまいります。加えて、オムニチャネル販売による自社ECへの送客やその他オーガニックな集客施策を通じて顧客獲得単価を改善していくこと、また1人あたり生産性の高い組織作り等により、広告宣伝費や人件費を中心とした販売管理費の投資効率を改善してまいります。

財務基盤の強化

事業拡大及びミッション達成に向けた成長投資を継続するには、手元資金の流動性の確保及び成長資金の確保が重要であると認識しております。足元では複数の取引銀行と当座貸越契約を締結しているほか、メインバンクである株式会社三菱UFJ銀行と長期借入契約を締結するなど、資金調達手段を確保するとともに、手元資金の流動性をコントロールしております。現預金の確保や営業キャッシュ・フローの改善など、財務健全性を維持・強化するとともに、資金調達手段の多様化を図ることで、今後も安定的かつ機動的な資金の確保に努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般

当社は「人生を楽しみ尽くす基盤のある世界。」というビジョンのもと、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」をミッションとして掲げ、「かんたん・おいしい・からだにいい」すべてを叶える主食を中心としたBASE FOODシリーズ等の展開により、“食”に関する社会課題を持続的に解決し、誰もが健康的でいられる社会の実現を目指しています。

厚生労働省による『自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの 推進に向けた検討会 報告書（2021年6月30日）』においても、『活力ある「人生100年時代」の実現』のために『栄養・食生活は最も重要な要素の一つであり、適切な栄養・食生活を支え、推進するための食環境づくりが急務である。』と述べられているように、より良い人生を送るためには「健康になれる食環境」が非常に重要なファクターであり、健康の実現こそが、社会をよりよくするきっかけになると考えています。

BASE FOODシリーズをはじめとした当社のプロダクトおよびサービスは、そのような想いから誕生したブランドであり、当社の掲げるミッションの実現を通じてサステナブルな社会に貢献していくことこそが、私たちベースフードのパーパスであると認識しております。

私たちは「人生を楽しみ尽くす基盤のある世界」を目指す企業として、お客様をはじめとするステークホルダーの皆さんと対話し、行動し、共創することにより、社会全体をより健康に、より良いものへ変革することに貢献していきます。

ガバナンス

当社は、全てのステークホルダーに配慮した経営を行い、中長期的な持続可能性の確保と企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。事業に精通した社内取締役と客観的な視点を持つ社外取締役で構成する取締役会がサステナビリティ関連のリスク及び機会に係る戦略の策定及びリスク管理を含め、経営の基本方針や重要な業務の執行を決定しています。詳細は、「第4 提出会社の状況 4.コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照下さい。

戦略

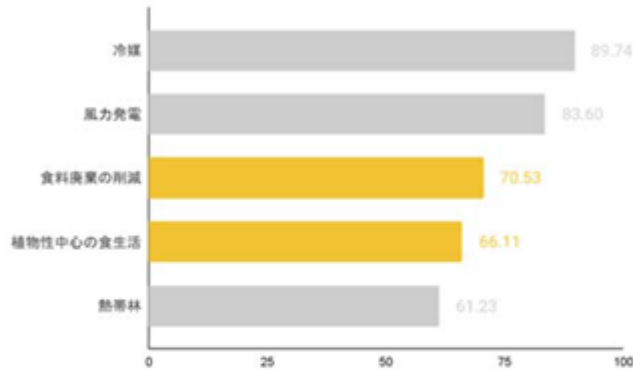
(社会の持続的な発展に貢献するための取組み)

当社は、ミッションである「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」を達成するため、「かんたん・おいしい・からだにいい」全てを叶える主食等を開発・販売しており、当社の事業自体が持続可能な社会実現のための解決策になり得ると考えておりますが、特に以下の課題領域において当社が貢献し得るインパクトが大きいと推察しております。

1. 温室効果ガス削減量への貢献

食産業が、温室効果ガス削減に貢献し得るインパクトは非常に大きく、具体的には「食料廃棄の削減」及び「植物性中心の食生活」はCO2削減量が大きい解決策のTOP 5とされており（注1）。当社の商品は通常生産工程で廃棄されることの多い小麦ふすまや米糠、そして植物性タンパク質を豊富に含んだ豆類等を主原料としており、当社独自のノウハウやテクノロジーによって、素材の食感や風味を改善し、おいしく食べられるような技術を開発してまいりました。当社商品が普及することで、本来廃棄される原材料の再活用や、主食でタンパク質を補えることにより温室効果ガスを排出する動物性タンパク質の摂取量削減等にご貢献し得ると考えております。

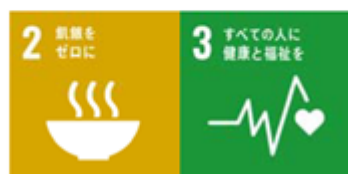
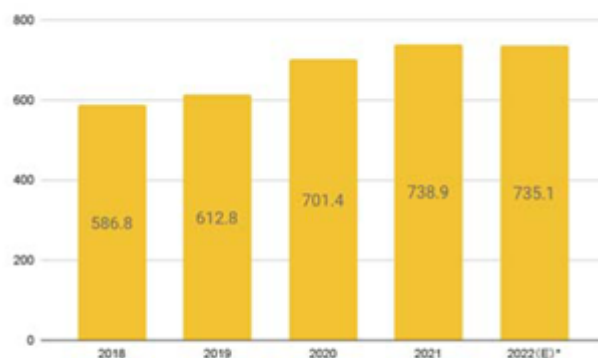
CO2削減量が大きい解決策TOP 5 注1



2. 健康格差の解消

現在はまだ限られた人口及び地域にしか完全栄養の主食を提供できておりませんが、更なるR&Dの推進により、より多くの“栄養バランスのよくない世帯・地域”への提供を可能とすることで、地域や社会経済状況の違いより生じる健康格差の是正にご貢献し得ると考えております。

世界全体で栄養不足人口は7億人注2を超える



3. 災害食としての機能

当社のBASE BREADは、水やガスを必要としない即食性、栄養バランスのよさ__日持ちを兼ね備えた主食であり、避難生活における手軽な栄養摂取を可能にすると考えております。当社では「BASE UP SUSTAINABLE PROJECT（持続可能な社会の実現に向けたプロジェクト）」を立ち上げ、その活動の一環として、緊急災害対応アライアンス「SEMA（<https://sema.yahoo.co.jp/>）」に加盟しており、2024年1月に発生した「令和6年能登半島地震」や同年9月の「令和6年能登半島大雨災害」において、被災地の状況に応じた支援（当社製品の供給）を行いました。

さらに、2026年4月には神奈川県座間市と「災害時における物資の供給に関する協定」を締結しました。自治体との連携を通じて、災害発生時により迅速かつ円滑に製品を届ける体制の構築を目指し、避難生活が長期化する中での栄養バランスの偏りという課題に対し、「命をつなぐ食」から「健康を守る食」への転換をサポートしてまいります。また、常温保存可能なロングライフ設計である当社製品は「ローリングストック」にも適しており、平時からの備蓄を通じた防災と、有事の際の健康維持の両面から社会に貢献することを目指しております。

4. イノベーション創出と食料安全保障への貢献（SBIR採択）

当社は、2024年10月に農林水産省「中小企業イノベーション創出推進事業（SBIR）」の第2回公募において、「穀物の新規需要を創出する製造技術の実証」をテーマとする補助事業として採択されました。本事業では、最大18.7億円の補助金交付を受け、2028年3月までの期間で、微生物工学や分子工学、デジタル技術等を活用し、玄米粉を高配合した栄養バランスの良いパンの基礎技術開発および応用技術開発に取り組み、風味食感および製造効率の更なる改良を目指しております。この研究開発を通じて、日本で生産された玄米等の栄養価の高い食材の活用を促進し、日本の食料安全保障にも貢献していくことを目指しております。

5. スポーツ・文化活動を通じた健康増進支援（BASE UP PROJECT）

2024年4月より、「栄養」「健康」という側面から、スポーツ、音楽、芸術、カルチャーなどのシーンで活躍する人たちや夢を追う人々を応援し、サステナブルな社会の実現に貢献することを目指す「BASE UP PROJECT」を開始しました。その第一弾として、「BASE UP SPORTS PROJECT」を展開しています。本プロジェクトでは、各種スポーツシーンやボディメイクにおいて、スマートフード完全栄養食「BASE FOOD」を日常的に取り入れていただくことで、健康的なカラダづくりやスポーツパフォーマンス向上の“ベースアップ”をサポートすることを目的としています。これまで数多くの選手やチーム・団体（2026年3月時点で100を超える選手・団体・チーム、計250名以上）とサプライヤー契約・プログラムを通じて連携し、「栄養とスポーツパフォーマンス」に関する啓蒙活動なども含め、幅広く活動を展開しています。2025年7月からは選手育成に特化した「Jリーグ未来育成パートナー」契約を締結すると共に、各種競技におけるジュニア世代や高校・大学を含めた未来のアスリートのサポート活動も展開しています。また、2024年9月からは「BASE UP CULTURE PROJECT」としてアート・芸能・ファッションシーンで活躍するクリエイターやデザイナー、アーティストを、さらに2025年からは「BASE UP MUSIC PROJECT」として歌手、アイドル、演奏家、作曲家など、各種音楽シーンで活躍する人たちへのサポートも開始しています。今後は、「BASE UP PROJECT」を起点とした産学官連携の取り組みや各種プロモーションなど、各シーンで活躍する人たちへのサポートと各シーンの発展を目指し、より多面的な活動を展開していきたいと考えています。

6. 食の安全・安心の確保

製品設計から流通に至る全てのプロセスにおいて、品質管理体制の強化に取り組んでおります。こうした取り組みをお客様に分かりやすく伝えるため、品質保証方針や食品安全衛生管理体制、各工程における品質管理の方針などをまとめた情報ページを当社ホームページ（<https://basefood.co.jp/safety>）に公開し、透明性の向上と信頼関係の構築に努めています。

注1. 表はポール・ホーケン・編著「ドローダウン 地球温暖化を逆転する100の方法」より抜粋。CO2（二酸化炭素）という用語は、二酸化炭素だけでなく、地球温暖化係数（GWP）に基づいて二酸化炭素に換算した温室効果ガス全般を指す（メタン、亜酸化窒素、CFC-12、HCFC-22、その他影響の小さいガス）。

2. 国際連合食糧農業機関（FAO）.FAOSTAT: Suite of Food Security Indicators.
最終更新日:2023/08/23. <https://www.fao.org/faostat/en/#data/FS>

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する実績を長期的に評価、管理及び監視するために用いられる情報としての戦略、指標及び目標を現時点で具体的に定めておりませんが、今後の事業を進める中でその精緻化を図ってまいります。

リスク管理

当社は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を、その他の経営上のリスク及び機会と一体的に監視及び管理しております。詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治に関するその他の事項 b. リスク管理体制の整備状況」をご参照ください。

(2) 人的資本・多様性に対する取組

戦略

当社は、「人材」が重要な資産であると認識しており、人的資本の価値最大化を図ることが持続的な事業成長、ひいてはミッション達成につながると考えております。従って、多様性のある組織作りや成果の最大化を目的とした労働環境・人事制度の整備等に取り組んでおります。

上記の方針に基づき、当社では主として以下の取り組みを実施しております。

1. 多様性のある組織作り

性別・国籍・年齢等を問わず多様なバックグラウンドを持つ人材が活躍できる環境こそが、当社のイノベーションの源泉であると捉え、多様な視点を事業推進に活かす組織づくりに取り組んでおります。具体的には以下の施策を実施しております。

- ・採用における多様性の確保： 職種・経験を問わず多様なバックグラウンドを持つ候補者が能力を發揮できる採用プロセスを整備しており、現在の正社員に占める女性比率は30.6%となっております。
- ・成長機会の平等な提供： 管理職登用においてバックグラウンドを問わず成果・能力を評価する基準を設け、女性管理職比率14.3%（2026年2月現在）を達成しております。

2. 成果最大化を実現し得る労働環境・人事制度

個人のポテンシャルを最大限に引き出し、事業成長を続けるため、事業環境の変化に対応しうる柔軟な働き方と人事制度の整備に継続的に取り組んでおります。具体的には以下の施策を実施しております。

- ・柔軟な働き方の推進： リモートワーク・フルフレックス制度を導入し、個人の生産性とライフスタイルに応じた就業環境を提供しております。
- ・人事制度の継続的な見直し： 採用市場の変化と事業フェーズに合わせ、継続的に成果を發揮しうる等級・評価制度の再設計に取り組んでおります。また、生成AIを積極的に活用した業務効率化により、コア業務への集中時間の創出を図っております。

3. 心身の健康維持

従業員が心身ともに健全な状態で業務に集中できる職場環境を整備するため、エンゲージメントの向上と健康管理の両面から施策を展開しております。具体的には以下の施策を実施しております。

- ・全社コミュニケーションの促進： 「All Member MTG」や社員総会「オフサイト」等の全社一体となった場を定期的に設け、組織への帰属意識と相互理解の深化を図っております。
- ・包括的なメンタルヘルスケア体制： 産業医・心理士・社内カウンセラーによる相談窓口を設置するとともに、健康診断・予防接種補助等の身体的健康管理にも取り組んでおります。

指標及び目標

上記のとおり、当社は今後も人的資本の価値最大化に向け取り組みを継続してまいります。人材に関連する目標や指標の優先順位は、その時々々の事業環境と連動して変化し得るため、現時点では明確に定めていないものの、関連する指標のデータの収集及び分析を進め、開示項目を検討してまいります。

3【事業等のリスク】

当社の事業活動に関するリスクにつきまして、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、以下の記載は当社の事業もしくは当社株式への投資判断に関連するリスクを完全に網羅するものではなく、記載された事項以外の予見できないリスクも存在しております。このようなリスクが現実化した場合には、当社の事業、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があります。

（特に重要なリスク）

商品を製造委託していることについて

当社の商品は、製造業務を外部に委託しております。当社といたしましては、製造委託開始時および年に一度の監査により製造委託先における製造に必要な許認可の有無、法令遵守状況等を確認するなど定期的に製造委託先への監査を実施しております。しかしながら、製造委託先が法令違反等により操業の全部又は一部を停止せざるを得ない場合においては当社商品の供給に影響を及ぼす可能性がございます。さらに製造委託先の賃金の上昇などの雇用情勢の変化によって製造委託費の値上げ等があった場合にも、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

品質管理について

当社では製造委託先と協業し、品質保証の強化を目的としたモニタリングや定期清掃等の取り組みを実施しており、当社出荷センターでは、当社の基準に沿った商品出荷ができるよう検品合格者による検品を行っております。また、商品が顧客に届くまでの流通工程においても、輸送時における包装破損リスクを下げるため、商品荷姿を輸送時の振動や負荷に耐え得る梱包形態に変更するなど、品質向上に向けた取り組みを実施しております。しかしながら、製造委託先が製造した商品の品質に問題が生じた場合や、当社出荷センター及び流通工程において製品が物理的に損傷した場合には、当社も販売者責任を問われることになり、当社商品に対する顧客からの信頼やブランド価値の毀損に発展し、ひいては売上の低下に繋がる可能性があります。加えて、このような状況下では、対象商品の自主回収による一次的な商品廃棄損の増加により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

原材料等の調達・価格変動について

当社商品は、小麦全粒粉、大豆、油脂、卵等を主要な原材料として製造しております。当社は、原材料の調達や価格変動のリスクをヘッジするために、当該原材料の調達網の構築・最適化や、調達又は価格変動リスクの高い原材料を使用しない新商品の開発を進める等の対応を講じておりますが、世界情勢による燃料や原材料価格の高騰や急激な為替変動が生じ、原材料等を適正な価格で必要な量を確保することが困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

食品に係る法令について

当社商品は、一般の食品と同様に、食品表示法、食品衛生法、製造物責任法（PL法）、食品安全基本法、健康増進法などの関係法令の規制を受けております。万が一、当社がこれら法令に抵触する事象が発生した場合、行政処分の対象となり、また、商品の回収による費用負担や当社商品に対する否定的な風評が発生する可能性があります。これにより当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 当事業の特徴に係るリスク

特定の商品への依存等について

当社の2026年2月期の自社ECにおけるBASE FOODシリーズの販売比率は「BASE BREAD」は85.8%、「BASE YAKISOBA」及び「BASE RAMEN」は10.8%、「BASE Cookies」及び「BASE Pancake Mix」などは3.4%と、現時点では「BASE BREAD」の占める割合が高い状態にあります。売上高構成のポートフォリオ拡充に向けて、新商品の開発を進めており、主力商品である「BASE BREAD」以外の取扱商品を含めた商品ラインナップを拡充、「BASE BREAD」カテゴリ内で複数商品を出すことで特定商品への依存の低減を図っておりますが、引き続き新商品の開発を進め商品ポートフォリオの拡充を進めてまいります。

また、健康増進を企図する食品市場は新規参入が多く、かかる新規参入者や競合他社により競争優位性の高い商品が提供されることや、消費者の嗜好の変化によっては、消費者の当社商品離れ等が生じる可能性を否定できません。そのため、新商品開発をより一層推進し、商品ラインナップの拡充、味や品質の向上を図ることが、事業基盤の安定のためには重要であると認識しております。

当社では、顧客のニーズを取り込めるような新商品の開発に注力してまいります。商品化までに長期間を要する場合や、顧客に受け入れられるような商品を提供することが出来なかった場合には、既存商品の売上に依存する状態が継続することとなり、既存商品の売上が減少した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の製造委託先への依存について

当社の仕入先上位3社が総仕入高に占める割合は、2026年2月期で83.9%と高く、特定の会社に製造委託をしております。当社は製造委託先との良好な関係を保つことにより、商品を安定的に供給できるよう努めております。また、製造拠点の分散化及び他の製造委託先起用の拡充など、特定の製造委託先への依存による不測のリスク軽減に努めております。

しかしながら、天災、火災、事故、製造委託先の経営状態の急変などの事情により、製造委託先における当社商品の製造能力に支障が発生した場合、当社商品の生産・供給に影響することとなり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当事業年度末現在において、当社と製造委託先との関係は良好であります。今後製造委託先が他社商品の生産を優先するなど、何らかの事情での契約解除の申し出や製造量の制限など、契約内容に変更が生じた場合には、製造委託先との安定的な取引の継続が困難になり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、商品の製造委託先との急な契約の解消や天災等による生産設備への被害など不測の事態が生じた場合には、当社商品の円滑な供給に支障を来すことが考えられ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

商品の配送の外部委託について

当社は卸売業者を経由する小売店への卸販売も一部行っておりますが、2026年2月期における当社売上高の72.4%はECチャネル（自社EC及び他社EC）を経由した販売によるものであり、かかるECチャネルを経由して購入された商品の配送業務については、外部に委託しております。商品の配送業務については、定期的に実地調査を実施しておりますが、委託先である外部業者において、業務の遅延や天災、人災、交通事故等の事態が発生した場合や契約内容の変更等により、当該外部業者からのサービスの提供の中断・停止が生じた場合には、当社商品の遅配等が発生する可能性があり、これによる当社及び当社商品に対する社会的信用の失墜等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、配送料金の値上げ等があった場合にも当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

広告宣伝費について

当社は、主として自社ECを経由した当社商品の通信販売事業を行っており、TVCMやオンライン広告等の顧客開拓を目的とした広告宣伝に係る支出が多額となっております。広告出稿先の選別や広告効果測定の結果を踏まえた広告媒体および広告表現の見直し等により、広告宣伝による顧客開拓の効率化を図っておりますが、今後、広告料金の値上げや広告宣伝効率の悪化等により、売上高の成長が鈍化した場合または広告宣伝費が増加した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

風評被害について

当社及び当社商品に対して、インターネット上の掲示板への書き込みや、それを起因とするマスコミ報道等によって、何らかの否定的な風評が広まった場合、その内容の正確性にかかわらず、企業イメージの毀損や信用の失墜等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

「完全栄養」について

当社は、栄養に関する課題を解決するため、完全栄養の主食を中心としたBASE FOODシリーズ等の開発と販売を行っており、「完全栄養」が当社商品のイメージを確立しております。

当社においては、食品表示基準に定められる栄養素等表示基準値に基づき、脂質・飽和脂肪酸・炭水化物・ナトリウムを除く、すべての栄養素について、1食（BASE BREADは2袋、BASE Cookiesは4袋、BASE YAKISOBAは2個、BASE RAMENは2個/1個あたり調理後スープ約110gを含む、BASE Pancake Mixは1袋と卵Mサイズ1つ、牛乳(成分無調整)100mlを使用して調理した場合）で1日分の基準値の1/3以上を含むことを、「完全栄養」と定義し、かかる基準を満たす商品についてのみ「完全栄養」食品として販売しておりますが、競合他社においても同様の基準を満たす商品の開発・商品化が進み、市場に「完全栄養」またはそれに類する食品が多数流通するようになった場合、あるいは、他社が同様の基準に満たない商品についても「完全栄養」またはそれに類する言葉を使用して販売を展開することなどにより、「完全栄養」であることによる他社商品との差別化が困難となり、顧客への訴求力が低下し、当社商品の競争優位性が失われる可能性があります。

また、当社の商品に直接関係がない場合であっても、「完全栄養」またはそれに類する言葉を使用した他社商品等によるトラブルの発生や否定的な風評の拡散が生じることにより、「完全栄養」がいわゆるネガティブワードとして顧客等に認識されるようになることにより、当社の商品イメージが悪化する可能性があります。そのような事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

サプライチェーンについて

当社は、商品を安全な状態で、迅速かつ安定的に消費者に届けるために、サプライチェーンに必要な物流体制の構築に取り組んでおります。しかしながら、小売業の店舗拡大やEC化、通信販売業態の普及による宅配物流の増加、高齢化や労働環境の悪化によるドライバー不足、不正行為の隠蔽等のガバナンス違反等によって適正なサプライチェーンが構築できなくなった場合、商品を適時適切に供給できず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

自社ECでの定期購入について

当社は、当社ホームページを経由した自社ECにおいて当社商品の販売を行っており、インターネットを通じて直接購入者へ商品を販売しております。自社ECにおける顧客の当社商品の購入の多くはサブスクリプションモデル（定期購入）となっております。このため、当社の継続的な成長には、新規顧客の獲得のみならず、既存顧客の維持が重要であると考えております。

既存顧客の維持については、その継続率が非常に重要な要素であり、商品開発による更なる味や品質の向上、商品ラインナップの拡充、ユーザーの利便性の向上等の施策を通じて、顧客継続率の向上を図っております。

当社の策定する予算及び経営計画においては、過去の実績を基に算出した解約率を踏まえた顧客継続率を前提としておりますが、当社の商品やサービスの魅力の低下、競合会社に対する競争力の低下、追加機能やサポートに対する満足度の低下等により、当社の想定を大幅に下回る継続率となる可能性があります。そのような事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

卸販売について

当社商品は、卸業者を経由してコンビニエンスストアやドラッグストア、スーパーマーケット等にて販売されております。当該小売店や卸業者とは良好な関係を構築しており、現時点において取引関係等に支障を来す事象は生じておらず、当社としては今後も継続的な取引が維持されるものと見込んでおります。

また、特定の取引先への依存度を下げるべく既存取引先の拡販及び新規取引先の開拓により、リスクの低減に努める方針であります。

しかしながら、当該取引先からの解約通知等により継続的な取引が維持されなくなった場合や、取引条件の変更が生じる場合等には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

過剰在庫及び在庫不足について

当社は、製造委託先から商品を仕入れ、顧客からの注文の都度、当社から個々の顧客、卸業者へ商品を出荷することから、取扱商品の在庫リスクが常に存在しております。過去の販売実績等に基づく需要予測と商品在庫状況等に基づき商品を発注し、当社の在庫として保有しております。しかしながら、競合他社との競争激化、消費者の需要動向等の要因により販売計画と実績との乖離が顕著に発生し、結果として商品在庫の陳腐化等により商品評価損を計上する場合や、在庫不足に陥ることによって獲得できる収益機会を逸する場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開について

当社は一部商品について、海外の消費者向けに販売を行っており、今後も地域や機会に応じて多様な形態での海外展開を進めていく方針です。海外向け販売においては、販売対象国・地域における規制や物流事情、販売プラットフォームの方針変更、消費者による誤認リスク、現地の商習慣の違い等により、想定どおりの販売が困難になる可能性があります。また、現地の企業との契約や協業に関して、規制動向の変化、契約解釈の相違、運用面での齟齬等が生じた場合には、当社の事業活動や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制に係るリスク

特定商取引に関する法律（特定商取引法）について

当社は、主として自社ECを経由した当社商品の通信販売事業を行っており、当該事業においては、広告の表示に関する規制や誇大広告の禁止等を定めた特定商取引に関する法律の規制を受けております。そのため、当社では定期的なコンプライアンス研修を通じて、その周知徹底と遵守を図り、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおりますが、万が一、かかる法令に違反する行為があった場合には、業務停止命令などの行政処分のほか、罰則の対象となる可能性があり、またこれにより当社の社会的信用が毀損し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）について

当社は、当社商品のオンライン広告およびTVCM等を活用した広告宣伝活動を行っており、当該活動につき本法の規制を受けております。

自社の商品の内容や取引条件等に関して広告を行う場合に、商品の内容について、実際よりも著しく優良と誤認される恐れのある表示をした場合（優良誤認表示）や、取引条件について、実際よりも著しく有利な取引条件だと誤認させるような表示（有利誤認表示）を行った場合には、所轄官庁である消費者庁による行政処分として、(a) 不当表示により一般消費者に与えた誤認を排除すること、再発防止策を講ずること、その違反行為を将来繰り返さないことなどの措置を講ずることなどを命ずること（措置命令）(b) 違反行為による売上額に3%を乗じた金額を課徴金として納付すること（課徴金納付命令）が規定されております。

当社の商品は、ビタミンやミネラル、たんぱく質、食物繊維など、からだに必要な栄養素がバランスよくとれる主食を中心とした食品であり、それを表現する方法として、食品表示基準に定められる栄養素等表示基準値に基づき、脂質・飽和脂肪酸・炭水化物・ナトリウムを除く、すべての栄養素について、1食（BASE BREADは2袋、BASE Cookiesは4袋、BASE YAKISOBAは2個、BASE RAMENは2個/1個あたり調理後スープ約110gを含む、BASE Pancake Mixは1袋と卵Mサイズ1つ、牛乳（成分無調整）100mlを使用して調理した場合）で1日分の基準値の1/3以上を含むことを、「完全栄養」と定義し、かかる基準を満たす商品についてのみ「完全栄養」という用語を使用しております。さらに、当社は当該用語を使用する際には適切な注釈を付記して使用しておりますが、日本において「完全栄養」という言葉の定義が明確に定まっておらず、優良誤認表示等の該当性の判断基準は、行政庁に一定の裁量があるため、行政庁から当該表現又は運用の改善を指摘される可能性があります。なお、当社といたしましては、行政庁への照会を行い、適切な注釈を用いることにより、リスクの低減を図っております。

また、当社による広告宣伝活動において景品表示法に反する広告の表示があった場合には、広告表示の使用停止などの措置命令や、課徴金制度の対象となる可能性があり、これにより当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

事業運営に係る法令について

いわゆる健康食品については、法令上の定義はなく、また、かかる健康食品一般を規制する法律もありません。しかしながら、販売者が、食品を特定疾病や身体機能への効果などを標ぼうし販売する場合には、当該食品が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」における「医薬品」に該当する可能性があり、かかる場合には当該販売について承認及び許可を取得する必要があるなど、同法の適用を受けることとなります。そのほか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」、「個人情報保護法」、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」、「資金決済に関する法律」などの関係法令の規制を受けております。

当社としては、これらの法令を遵守するよう最善の注意と努力を行うとともに、監督官庁に対する報告及び照会・指導の要請並びに立会いの受け入れを行い、指導内容に対しては迅速に改善をすることで対応しております。また、上記を含む様々な法律、規制、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の法令諸規則を遵守して業務を行っていますが、これらの法令諸規則は将来において新設、変更、廃止される可能性があり、その内容によっては、当社の商品やサービスの提供が制限される、法令遵守するための人的及び経済的コストが増加する、新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要になる等、当社の事業運営の変更を余儀なくされる又は困難になる可能性があります。これにより当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業環境に係るリスク

競争激化によるリスクについて

当社は、完全栄養の主食を中心とするBASE FOODシリーズ等の開発と販売を行っており、食品開発分野の専門家、シェフおよび管理栄養士などのアドバイザーの助言、また、商品を購入した顧客からのフィードバックや購入情報を基に商品の改良、研究開発及び開発体制の強化を続けることで今後も商品の改善に努める方針です。

しかしながら、新規参入者を含めた競争激化、競合会社の優位的な新商品の投入や競合会社同士の戦略的提携といったことが発生した場合、当社商品の競争力が低下する可能性があり、当社が市場優位性を確保できない場合や、価格競争や供給過剰により商品価格が下落し、または利用者獲得のための広告宣伝費等の費用の増加を余儀なくされる場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

消費者の嗜好に対応できないリスクについて

当社が属する完全栄養食事業の市場環境においては、消費者の嗜好が多様で、目まぐるしく変化し、そのスピードは日々増しております。そのため、消費者の嗜好に合わせた魅力的な商品を適時に提供するための商品開発が求められます。当社は、消費者の嗜好の変化を敏感に予測して、嗜好にあった魅力的な商品の研究開発に努めております。

しかしながら、当社の予測の範囲を超える種々の市場環境や技術環境の変化等により消費者の嗜好に重大な変化が生じた結果、当社が消費者の嗜好を的確に把握し、対応することができない場合があります。その場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

国内景気の動向及び人口減少等によるリスクについて

当社は、海外に向けて市場の拡大を検討しておりますが、現時点では国内での商品販売が中心となっております。

そのため、今後の国内景気の動向、消費意欲の減退、日本国内での人口減少、少子高齢化によって想定以上に国内での販売量が減少した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権に係るリスクについて

当社は、自社商品に関して保有する商標権等の知的財産権について、知的財産管理規程を制定し、適切な保護及び管理を行っております。また、当社が販売する商品及びその広告内容が、第三者の知的財産権を侵害することがないように留意し、監視・管理を行っております。

今後不測の事態によって、第三者から知的財産権の侵害を理由とするクレームや訴訟が提起される可能性、または、当社が保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性や、当社が申請した知的財産権が認可されない可能性もあります。そのような事態が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報流出によるリスクについて

当社は、事業遂行に関連して多数の顧客の個人情報等を有しており、個人情報保護規程等の社内規程を制定し、セキュリティ研修を実施することで個人情報保護及び情報セキュリティの重要性について社内に周知徹底を図り、機密保持に努めております。しかしながら、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入、事故等により、万一情報漏洩や情報流出が生じた場合や、不適切な利用が発生した場合には、社会的信用の失墜、損害賠償請求やその対応に係るコストの発生等により当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、営業上・技術上の機密情報や事業活動を通して得た取引先、製造委託先の情報等に対して、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入、事故等による情報流出、重要データの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合には、社会的信用の失墜、損害賠償請求の発生やその対応に係るコストの発生等だけでなく、新たな商品開発の中止や営業上・技術上の競争優位性の喪失等を招く恐れもあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルについて

当社は、当社が運営する自社ECで商品の販売を行っており、事業の安定的な運営のためのシステム強化及びセキュリティ対策を行っております。しかしながら、地震、台風、津波、豪雨、洪水等の自然災害、火災、事故、停電等予期せぬ事象の発生等によって、当社設備または通信ネットワークに障害が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社は、国内外の他社ECに商品を出品して販売を行っております。一つのECプラットフォームに依存しない運営体制を構築しておりますが、ECプラットフォーム運営会社の運営方針変更や当該事業会社との関係悪化、規約違反による出店契約解消、ECモールシステム不良等のトラブル、ECプラットフォーム閉鎖等が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

今後の人材確保について

当社は小規模組織であり、現在の組織、研究開発体制および社内管理体制はかかる規模に応じたものであるところ、マネジメントや技術者を含む重要な人材が競合他社等に流出した場合や、当社が想定するよりも多くの離職が生じ、新たな人材を確保できない場合には、当社の競争力や社会的信用が悪化し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社では、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

税務上の繰越欠損金について

2026年2月期末時点において、当社は税務上の繰越欠損金を有しております。当社の業績が順調に推移することにより、繰越欠損金が解消された場合には、所定の税率に基づく納税負担が発生するため、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損について

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損の要否を検討しております。将来の事業計画や市場環境の変化により、減損の兆候が認められ、減損損失を計上する場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の人物への依存について

当社代表取締役である橋本舜は創業者兼代表取締役として、創業以来、商品開発や事業推進に重要な役割を担ってまいりました。当社は取締役会やその他会議体にて役員および従業員への適切な情報共有や権限委譲を進めており、同氏への依存度を低減させる様努めてまいりました。しかしながら何らかの理由により同氏による経営執行の継続が困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟、係争について

当社は当事業年度末現在において、重大な訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社が事業活動を行う中で、顧客及び取引先等から当社商品についての不備等により、訴訟を受けた場合には、当社の社会的信用が毀損され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社は、コンプライアンス研修の推進等、役員及び従業員の法令違反等の低減努力を実施しております。しかしながら、当社並びに役員及び従業員の法令違反等の有無にかかわらず、取引先、従業員その他第三者との予期せぬトラブル、訴訟等が発生する可能性があります。

個々の係争が発生する可能性を予測することはできず、また個々の係争にかかる発生時期も予測することは困難ですが、訴訟等の結果にかかわらず、多大な訴訟対応費用の発生や信用及びブランドイメージ低下等により事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、訴訟等の結果、当社の商品販売停止等の事態が生じた場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、当社の役員及び従業員等に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、今後も優秀な人材確保やその維持のために新株予約権その他のインセンティブプランを発行する可能性があります。2026年2月期末時点において発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は約1.4%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

借入について

当社の事業資金の一部は金融機関からの借入により調達しています。景気の後退、金融収縮等の全般的な市況の悪化や業績悪化による信用力の低下等の要因により、当社が望む条件で適時に資金調達をできない可能性があります。また、今後、長期金利や短期金利が上昇した場合、借入コストの増加により当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当社は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」というミッションを掲げ、“栄養のインフラ”としてのBASE FOOD®を目指しております。ミッションの実現に向け、研究開発活動を通じて完全栄養（注1）の主食を中心としたBASE FOOD®シリーズの開発および改善を行い、それらを主に3つのチャンネル（卸などを介さず顧客に直接販売を行う「自社EC」、他社ECプラットフォームでの販売を行う「他社EC」、コンビニエンスストアやドラッグストアなどで販売を行う「卸販売」）で販売しております。積極的な研究開発活動を通じて商品の美味しさを追求し、新商品のリリースや商品リニューアルを通じて顧客層の拡大や継続率の向上を図り、成長を遂げてまいります。

2026年2月期の新商品開発の成果として、BASE BREADシリーズからは4種類、BASE YAKISOBAシリーズからは2種類、また新しいカテゴリとして立ち上げたBASE RAMENからは2種類、BASE Pound Cakeからは1種類の販売を開始いたしました。さらに、リニューアルの成果としては、上半期にBASE BREADの全面リニューアルを実施いたしました。商品のおいしさを向上すると同時に、原価削減も実現することで、収益性の改善にも寄与しました。このような取り組みの積み重ねの結果、定期購入者の累計会員数が100万人を突破いたしました。今後も「かんたん・おいしい・からだにいい」食事のラインナップおよびクオリティを高め、より豊かな食体験の機会を提供することで、「健康をあたりまえに」の実現を加速させるR&D活動を進めてまいります。

業績全体としては、効率重視の広告運用により自社ECは前年よりも伸ばしましたが、卸販売における棚位置の変化等による売上減少の結果、売上高は前年を下回る推移となりました。一方で、継続的な固定費比率の改善と売上総利益率の高水準維持により、累計期間において営業利益217,441千円を達成し、増益で着地いたしました。

自社ECにおいては、広告市況の変化に対応し、ROIを重視した規律ある広告運用に注力した結果、売上高は10,036,806千円（前期比3.2%増）となりました。また、継続的な新商品投入やサービス改善が奏功した結果、継続率およびLTV（顧客生涯価値）は過去最高水準を更新したほか、定期購入者数は23.5万人に拡大するなど、顧客基盤の強化が進んでおります。なお、サブスクリプション会員数の推移は以下のとおりとなっております。

	2025年2月期				2026年2月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
サブスクリプション会員数の推移（万人）	21.7	22.4	22.3	21.7	23.2	22.9	23.2	23.5

（注3）各四半期末時点

卸販売においては、主要な販売先であるコンビニエンスストアにおける定番採用化に伴う棚位置の変更といった環境変化があり、店頭での視認性が一時的に低下したこと等から、売上高は3,949,517千円（前期比11.4%減）となりました。しかしながら、定番化の進展は配荷基盤の安定化および参入障壁の構築を意味しており、将来的なダウンサイドリスクは低減しております。また、ドラッグストアやスーパーマーケット等の新規チャンネルへの展開も順調に進展しております。

	2025年2月期	2026年2月期

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
展開店舗数の推移 (店舗) (注4)	50,808	50,530	51,676	50,717	50,113	49,098	49,500	47,499
店舗当たり売上高 (円) (注5)	6,950	7,630	7,190	7,175	6,590	6,400	6,810	6,712

(注4) 各四半期末時点

(注5) 当該四半期の平均。1店舗当たりの月間売上 = リテールチャネル(卸販売)全体の月間売上/展開店舗数

他社ECにおいては、今期の注力カテゴリであるBASE YAKISOBA、BASE RAMENが好調に推移した結果、売上高は955,324千円(前期比12.1%増)と堅調に推移いたしました。

海外事業においては、香港セブン-イレブン500店舗での展開や、自社ECでのUX改善により、売上高は218,822千円(前期比18.8%増)となりました。中長期的な成長を見据え、アジア圏を中心とした展開地域の拡大と商流構築に引き続き取り組んでおります。

以上の結果、当事業年度の売上高は15,191,882千円(前期比0.3%減)、営業利益は217,441千円(前期比59.3%増)、経常利益は267,717千円(前期比116.2%増)、当期純利益は262,372千円(前期比140.8%増)となりました。なお、当社の報告セグメントにおける「完全栄養食事業」の比率が極めて高く、上記の事業全体に係る記載内容と概ね同一と考えられるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(注1) 1食分(BASE BREADは2袋、BASE Cookiesは4袋、BASE YAKISOBAは2個、BASE FOOD Deliは1袋、BASE Pancake Mixは1袋と卵Mサイズ1つ、牛乳(成分無調整)100mlを使用して調理した場合)で、栄養素等表示基準値に基づき、脂質・飽和脂肪酸・炭水化物・ナトリウム以外のすべての栄養素で1日分の基準値の1/3以上を含む

財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における総資産は4,013,585千円となり、前事業年度末に比べ162,275千円増加いたしました。これは主に、荷造作業効率化のための機械装置等が48,873千円、ラボ賃借に伴う工事及び直営店「BASE Sand」事業（注）の機器等に係る建設仮勘定等が102,935千円、差入保証金返還等に係る未収入金等が95,392千円、ラボ賃借に伴う差入保証金が80,009千円、それぞれ増加したことによるものであります。

（注） 直営店「BASE Sand」事業については以下をご参照ください。

<https://basefood.co.jp/news/3321>

(負債)

当事業年度末における負債は2,658,038千円となり、前事業年度末に比べ156,412千円減少いたしました。これは主に、返済により長期借入金が152,768千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は1,355,547千円となり、前事業年度末に比べ318,688千円増加いたしました。これは主に、新株予約権の行使により株主資本が56,351千円増加したこと及び当期純利益の計上により利益剰余金が262,372千円増加したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,886,902千円となり、前事業年度末に比べ96,265千円減少いたしました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は255,417千円と前事業年度と比べ124,986千円(95.8%)の増加となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上による267,535千円の増加、減価償却費の計上による66,289千円増加によるものであります。また、主な減少要因は、仕入債務が40,550千円、未払費用が32,577千円、未払消費税等75,823千円がそれぞれ減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は239,957千円（前事業年度は34,930千円の獲得）となりました。これは主に、オフィスビル賃借及び倉庫移転に伴う敷金等の差入保証金の差入による支出112,634千円、有形固定資産の取得による支出121,328千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は111,725千円（前事業年度は386,877千円の獲得）となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入56,318千円、長期借入金の返済による支出166,656千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社はファブレスメーカー（ファブレスは「Fabrication facility less」の略であり、工場を所有せずに製造業としての活動を行う企業のこと）であり、生産を行っておらず、該当事項はありませんので、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供する商品・サービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日)	前年同期比(%)
完全栄養食事業(千円)	15,160,470	0.5
報告セグメント計(千円)	15,160,470	0.5
その他(千円)	31,412	365.4
合計(千円)	15,191,882	0.3

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日)		当事業年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	1,790,205	11.7	1,756,352	11.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、当事業年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えよう見込み、予測を必要とされております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。しかしながら実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表を作成するにあたって採用する重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度の財政状態の分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載しております。

(売上高)

当事業年度における売上高は15,191,882千円（前期比0.3%減）となりました。主な要因は、収益性改善を優先した運営方針のもと、自社ECでは、広告市況の変化に対応し、ROIを重視した規律ある広告運用に注力したことにより増収となった一方で、卸販売において、主要な販売先であるコンビニエンスストアにおける定番採用化に伴う棚位置の変更といった環境変化があり、店頭での視認性が一時的に低下したこと等により減収となったことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は6,589,561千円（前期比4.0%減）となりました。主な要因は、原価低減施策として、原料の配合変更を行ったことによるものであります。

この結果、売上総利益は8,602,321千円（前期比2.6%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は8,384,880千円（前期1.7%増）となりました。主な要因は、TVCMやオンライン広告等のプロモーション活動の効率化に取り組んだことによるものであります。

この結果、営業利益は217,441千円（前期比59.3%増）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度における営業外収益は67,545千円、営業外費用は17,268千円となりました。主な要因は補助金の受取りと借入にかかる利息の支払いによるものであります。

この結果、経常利益は267,717千円（前期比116.2%増）となりました。

(特別損失、当期純利益)

当事業年度において、固定資産の除却による特別損失が181千円発生いたしました。また、法人税等合計に関しては5,162千円となりました。

この結果、当期純利益は262,372千円（前期比140.8%増）となりました。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであり、様々なリスク要因が当社の経営成績に影響を与える恐れがあることを認識しております。

これらのリスク要因に対して、内外の経営環境及び事業環境に影響を及ぼす要因に留意しつつ、適時に情報を収集・分析する体制を整備し、リスクに対応可能な内部管理体制を構築するとともに必要な経営上の施策を実行することにより、経営成績に重要な影響を与える要因の発生の回避及び発生した場合の対応に努めております。

なお、世界情勢による燃料や原材料価格の高騰や急激な為替変動により当社の仕入高に影響が生じております。原材料等を適正な価格で必要な量を確保するために、調達先の追加や、原材料の組み合わせや製造の効率化をさらに進めるなど総合的にその対応を検討しております。

経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローについては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の事業活動における資金需要のうち主なものは、事業成長に係る資金（新商品開発及び既存商品に係る研究開発費用、販売費及び一般管理費等の営業費用）、マーケティング投資であります。これらの事業活動に必要な資金については、営業活動によるキャッシュ・フローでまかなうことを基本としておりますが、必要に応じて長期資金需要に対しては株式市場、短期資金需要に対しては金融機関からの調達を実施する予定であります。

また、資金の流動性については、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は1,886,902千円であり、それに加え、複数の取引銀行と当座貸越契約を締結し、資金調達手段を確保することにより、月次で商品の需要と供給によって変動する資金需要に対応し、流動性リスクをコントロールしております。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に対する経営者としての今後の方針・対策等

当社は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、売上高、売上高成長率、売上総利益率、営業利益率を重要な経営指標としております。また、売上高を構成する要素の中でも、自社ECにおけるサブスクリプション会員数（定期購入者数）、解約率及び卸販売における卸業者を経由した展開店舗数、店舗当たり売上高を主要な経営指標として考えております。

当社は研究開発活動を通じた新商品開発および商品改善を中心に当該指標を高めてまいります。新商品開発及び商品改善は、今まで購入経験のない潜在的な顧客へのアプローチを可能にし、継続的な商品購入を促し売上高の成長につながることに加えて、商品製造の効率化により原価改善を進めます。

2026年2月期の新商品開発の成果としては、新商品開発の成果として、BASE BREADシリーズからは4種類、BASE YAKISOBAシリーズからは2種類、また新しいカテゴリとして立ち上げたBASE RAMENからは2種類、BASE Pound Cakeからは1種類の販売を開始いたしました。さらに、リニューアルの成果としては、上半期にBASE BREADの全面リニューアルを実施いたしました。商品のおいしさを向上すると同時に、原価削減も実現することで、収益性の改善にも寄与しました。このような取り組みの積み重ねの結果、定期購入者の累計会員数が100万人を突破いたしました。今後も「かんたん・おいしい・からだにいい」食事のラインナップおよびクオリティを高め、より豊かな食体験の機会を提供することで、「健康をあたりまえに」の実現を加速させるR&D活動を進めてまいります。

これらの新商品発売及び商品改善はプロモーション機会の創出や解約率の改善、卸売店舗の拡大にも寄与しており、結果として主要な経営指標は以下のとおり推移しております。

現時点において、これらの当該指標は堅調に推移しているものと認識しておりますが、今後も商品ラインナップの拡充や顧客からのフィードバック、購買情報をもとに商品の開発・改善、マーケティングおよびサービスの改善を図りながら、更なる収益拡大に取り組んでまいります。

重視する経営指標の推移

	2025年2月期	2026年2月期
売上高（千円）	15,241,454	15,191,882
売上高成長率（％）	2.5	0.3

売上高を構成する主要な経営指標

	2025年2月期	2026年2月期
解約率（％）（注1）	4.2	3.5
サブスクリプション会員数（万人） （注2）	21.7	23.5
展開店舗数（店舗）（注2）	50,717	47,499
店舗当たり売上高（円）（注3）	7,175	6,712

（注1）当月解約者/前月期購入の3ヶ月平均値

（注2）期末日時点

（注3）1店舗当たりの月間売上 = リテールチャンネル（卸販売）全体の月間売上/展開店舗数の3ヶ月平均値

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、「かんたん・おいしい・からだにいい」をコンセプトに、生活者にあった価値ある「完全栄養の主食」の提供を目的として研究開発に取り組んでおります。

当社の研究開発体制は、研究開発担当者により実施され、マーケティング活動により取得した顧客からのフィードバックやニーズ、外部の食品開発分野の専門家、シェフおよび管理栄養士などのアドバイザーの助言を基に研究開発に努めております。

当事業年度における研究開発費の総額は493,884千円であります。

なお、当社の報告セグメントにおける「完全栄養食事業」の比率が極めて高く、事業全体に係る記載内容と概ね同一と考えられるため、セグメントごとの記載は省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は239,957千円であり、主な内訳は、品質管理機器や荷造作業の効率化を目的とした設備の取得、ならびにラボ施設の賃借や倉庫移転に伴う敷金等の支出です。

また、当社の報告セグメントにおける「完全栄養食事業」の比率が極めて高く、事業全体に係る記載内容と概ね同一と考えられるため、セグメントごとの記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

2026年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース 資産 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都目黒区)	完全栄養食 事業	本社事務所	-	-	0	-	0	- (1)
食品開発ラボ (東京都渋谷区)	完全栄養食 事業	開発事務所	19,926	1,684	6,624	5,364	33,599	95 (36)
座間配送センター (神奈川県座間市)	完全栄養食 事業	倉庫	31,232	29,021	1,189	-	61,443	2 (63)
高槻配送センター (大阪府高槻市)	完全栄養食 事業	倉庫	17,230	5,897	1,234	-	24,362	1 (23)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社建物は賃借しております。年間賃借料は4,284千円であります。

3. 食品開発ラボは賃借しております。年間賃借料は65,149千円であります。

4. 座間配送センターは賃借しております。年間賃借料は183,984千円であります。

5. 高槻配送センターは賃借しております。年間賃借料は127,356千円であります。

6. 従業員数の()は臨時雇用人員数を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	192,586,400
計	192,586,400

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年2月28日)	提出日現在発行数 (株) (2026年5月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	54,752,100	54,752,100	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	54,752,100	54,752,100	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使による発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権
決議年月日	2018年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	1(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 100,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	22(注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年11月30日 至 2028年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22 資本組入額 11
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、株主総会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100,000株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定（以下、「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社の買収につき、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3. 新株予約権の行使の条件（5）」に基づく買収時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。

- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
6. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第4回新株予約権
決議年月日	2020年3月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2(注)6
新株予約権の数(個)	2,157 [1,050](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 215,700 [105,000](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年4月9日 至 2030年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24 資本組入額 12
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、株主総会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定(以下、「買収決定」という。)が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買

収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社の買収につき、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買収時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員9名となっております。

7. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第5回新株予約権
決議年月日	2021年2月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	93(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	28(注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年2月27日 至 2031年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 28 資本組入額 14
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定(以下、「買収決定」という。)が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買

収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社の買収につき、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買収時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第7回新株予約権
決議年月日	2021年5月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	471(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 47,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	31(注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年5月31日 至 2031年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 31 資本組入額 16
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定(以下、「買収決定」という。)が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社の買取につき、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買取時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第 8 回新株予約権
決議年月日	2022年 1 月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 18（注）6
新株予約権の数（個）	5,413（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 541,300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	384（注）2
新株予約権の行使期間	自 2024年 1 月18日 至 2032年 1 月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 384 資本組入額 192
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2026年 2 月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年 4 月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2．新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3．新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後 6 ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定（以下、「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 会社の買取につき、法令上または定款上必要な会社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買取時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員26名になっております。

7. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第9回新株予約権
決議年月日	2022年1月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1
新株予約権の数(個)	421(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 42,100(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	384(注)3
新株予約権の行使期間	自 2022年1月19日 至 2032年1月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 391 資本組入額 196
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき669円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

(2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。

(3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。

(4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定(以下、「買収決定」という。)が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買

収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社の買収につき、法令上または定款上必要な当社の株主總會その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「4. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買収時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

7. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年5月28日 (注)1	-	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865	-	100,000	448,115	38,234
2021年9月3日 (注)2	-	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865	-	100,000	27,567	10,667

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年1月27日 (注)3	E種優先株式 10,601	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865 E種優先株式 10,601	500,038	600,038	500,038	510,705
2022年2月25日 (注)4	-	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865 E種優先株式 10,601	500,038	100,000	-	510,705
2022年7月6日 (注)5	普通株式 226,466 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865 E種優先株式 10,601	普通株式 481,466	-	100,000	-	510,705
2022年8月30日 (注)6	普通株式 47,665,134	普通株式 48,146,600	-	100,000	-	510,705
2022年11月14日 (注)7	普通株式 2,723,100	普通株式 50,869,700	1,002,100	1,102,100	1,002,100	1,512,806
2023年3月1日～ 2024年2月29日 (注)8	普通株式 2,423,200	普通株式 53,292,900	29,945	1,132,046	29,710	1,542,516
2024年3月1日～ 2025年2月28日 (注)9	普通株式 1,058,400	普通株式 54,351,300	42,810	1,174,857	42,716	1,585,233
2025年3月1日～ 2025年6月30日 (注)10	普通株式 300,600	普通株式 54,651,900	8,940	1,183,797	8,934	1,594,167
2025年7月1日 (注)11	-	54,651,900	1,164,857	18,940	1,585,233	8,934
2025年7月2日～ 2026年2月28日 (注)12	普通株式 1,00,200	普通株式 54,752,100	19,258	38,199	19,218	28,152

- (注) 1. 財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的として、2021年5月28日付で実施したその他資本剰余金への振替によるものです。
2. 財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的として、2021年9月3日付で実施したその他資本剰余金への振替によるものです。
3. 有償第三者割当 発行価格94,338円 資本組入額47,169円
割当先 THE FUND投資事業有限責任組合
4. 財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的として、2022年2月25日付で実施した無償減資(減資割合83.3%)によるものです。
5. 2022年6月21日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年7月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2022年7月7日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
6. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格800円
引受価額736円
資本組入額368円
払込金総額2,004,201千円
8. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,423,200株、資本金が29,945千円及び資本準備金が29,710千円増加しております。
9. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,058,400株、資本金が42,810千円及び資本準備金が42,716千円増加しております。
10. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が300,600株、資本金が8,940千円及び資本準備金が8,934千円増加しております。
11. 欠損填補等を目的に、資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。
12. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が100,200株、資本金が19,258千円及び資本準備金が19,218千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	13	71	23	60	15,056	15,226	-
所有株式数(単元)	-	3,939	144,409	39,738	2,919	2,792	353,589	547,386	13,500
所有株式数の割合(%)	-	0.72	26.38	7.26	0.53	0.51	64.60	100	-

(注) 自己株式は、「個人その他」に13,580単元及び「単元未満株式の状況」に35株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
橋本舜	東京都目黒区	17,407,700	32.61
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番14号	14,142,100	26.49
MBFアクセラレーション株式会社	千代田区丸の内1丁目11番1号	3,690,000	6.91
牧寛之	東京都渋谷区	3,500,000	6.55
齋藤竜太	東京都品川区	696,300	1.30
里田聡美	東京都杉並区	688,600	1.28
山本陽介	東京都品川区	534,800	1.00
寺田英司	北海道札幌市	463,000	0.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	港区赤坂1丁目8番1号	322,200	0.60
斉藤徹	東京都港区	280,000	0.52
計	-	41,724,700	78.14

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,358,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 53,380,600	533,806	同上
単元未満株式	普通株式 13,500	-	-
発行済株式総数	54,752,100	-	-
総株主の議決権	-	533,806	-

(注)「単元未満株式」には、自己株式35株を含みます。

【自己株式等】

2026年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ベースフード株式会社	東京都目黒区中目黒五丁目 25番2号	1,358,035	-	1,358,035	2.48
計	-	1,358,035	-	1,358,035	2.48

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5	2,235
当期間における取得自己株式	5	2,235

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,358,035	-	1,358,035	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、将来の事業の継続的発展や経営基盤の長期安定に向けた財務体制の強化に係わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であり、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。

今後は、業績の推移や財務状況、将来的な事業・投資計画等の成長戦略などを総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

また、内部留保資金につきましては、収益力強化や事業基盤整備のための投資や今後の成長に資する人員の採用等に有効活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当に関する決定機関を、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会として定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」というミッションの実現のため、また継続的な企業価値の向上及び事業の継続的な成長のためには、株主をはじめとする各ステークホルダーとの良好な関係構築が不可欠であり、そのためには、経営の透明性、効率性、健全性を確保し、日常的に強化させていく必要があると認識しております。

今後においても、法令等の遵守、適時適切な情報開示、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の強化に加え、経営監視体制の充実に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、監査等委員会が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査等委員会設置会社を採用しております。

また、経営上の重要課題については、経営会議にて審議され、取締役会に付議されております。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名（うち社外取締役1名）および監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成され、経営の重要事項並びに法令または定款で定められた事項を決定するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況について監督を行っております。取締役会は月1回定期的に開催され、担当取締役より業務報告が実施されているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整えております。

取締役会における具体的な検討内容として、事業成長のための戦略、中期成長戦略、経営課題及び人的資本に関する議論、その他会社法及び取締役会規程にて定める決議・報告事項について、決議、報告及び審議を実施しました。

なお、当事業年度において当社は取締役会を13回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	橋本 舜	13回	13回
社外取締役	田中 道昭	13回	13回
社外取締役（監査等委員）	長瀬 大樹	13回	13回
社外取締役（監査等委員）	田中 宏隆	13回	13回
社外取締役（監査等委員）	永井 公成	13回	13回

（注）監査等委員会設置会社移行前の期間において就任しておりました齋藤取締役、小林取締役、小川監査役は、当該期間開催の取締役会5回のうち、齋藤取締役は5回、小林取締役は5回、小川監査役は5回出席しております。

(b) 監査等委員会

当社の監査等委員会は3名で構成されており、うち3名が社外取締役であります。監査等委員は、弁護士、公認会計士、経営経験者から構成されており、それぞれの知見を活かして独立・中立の立場から客観的な意見表明してまいります。監査等委員会は、監査計画に基づき、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・監査法人からの報告收受などを通して、経営全般に関して幅広く検討してまいります。監査等委員会は月1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時で開催し、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めてまいります。

(c) 経営会議

経営会議は、業務執行の推進を目的として、社内取締役に加え、その他代表取締役が指名する者で構成され、原則として月1回で開催しております。経営会議では、各部門の業務執行を含む全社的な情報共有や全社的なリスク管理、コンプライアンス事案の共有、再発防止策の検討等をする機関としての役割を果たすとともに、当社の組織、運営、その他の経営に関する重要な事項の審議を行っております。

(d) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(e) 取締役会、監査等委員会、経営会議の構成員

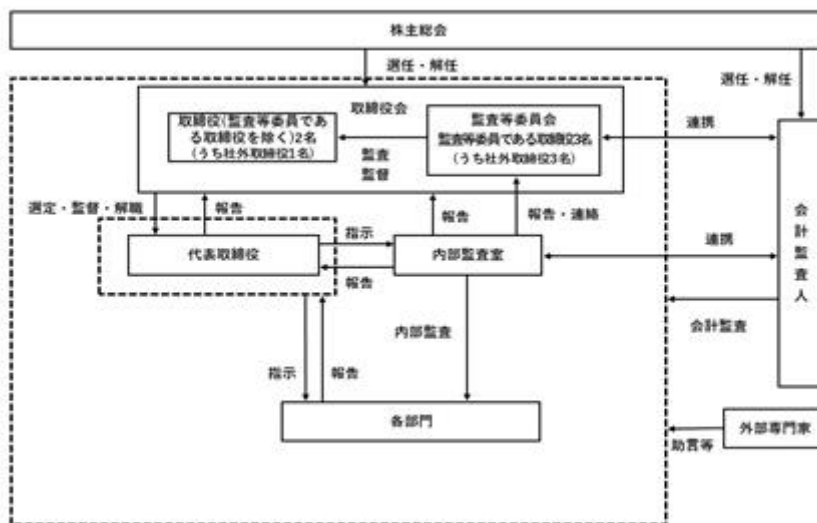
構成員は次のとおりです。(は機関の議長または委員長、 は構成員を表す。)

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議
代表取締役	橋本 舜		-	
社外取締役	田中 道昭		-	-
監査等委員 (社外取締役)	長瀬 大樹			-
監査等委員 (社外取締役)	田中 宏隆			-
監査等委員 (社外取締役)	永井 公成			-

b 当該体制を採用する理由

当社は、経営の透明性・健全性の確保、経営環境の変化に迅速に対応するため、現在の体制を採用しております。業務執行に対しては、取締役会による監督と監査等委員会による監査を行っております。また、社外取締役（4名、うち3名は監査等委員である取締役）は、客観的、中立的な立場からの助言・提言を行い、監視・監督機能の強化を図っております。

当社の企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を以下のとおり定めております。

(a) 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア．当社は、取締役および使用人が法令および定款を遵守して事業活動を行う企業文化を構築するため、コンプライアンスに関する諸規程を制定し適正な運用を行うとともに、代表取締役は、コンプライアンスの重要性が浸透するよう取締役および使用人に啓蒙する。
- イ．コンプライアンス違反に対し、当社の取締役、および使用人等、当社で就業するすべての者からの通報体制として内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、適正な運用を行う。
- ウ．内部監査担当者は内部監査規程に基づき、法令および定款の遵守体制に関する監査を行ない、その有効性について評価を行う。監査の結果、是正、改善の必要があるときは、直ちに代表取締役に報告を行う。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア．取締役の職務執行に関する情報は、法令並びに取締役会規程および文書管理規程に基づき適正に作成、保存、管理する。
- イ．当社は、業務上取扱う情報について情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存および管理する体制を整備し、運用する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア．当社のリスク管理体制強化のためにリスク管理規程を制定し、リスク評価および対応は、経営会議が推進する。
- イ．当社は、経営会議において、各種リスク管理の方針等について審議等を行い、重要事項は必要に応じて取締役会に報告を行う。
- ウ．内部監査担当者は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対し監査を行い、その有効性について評価する。体制や運用方法について改善の必要があるときは、直ちに代表取締役および監査等委員会に報告を行う。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア．定款および取締役会規程に基づき、適正に取締役会を運営し、取締役会は、原則として毎月1回、その他必要に応じて随時開催する。
- イ．取締役会は、取締役会規程に則り経営上の重要事項の決議を行うとともに、業務の執行状況等の報告および協議を行う。
- ウ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、および稟議規程を制定し、適正に運用する。
- エ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、経営にかかわる業務執行上の重要事項については、代表取締役、取締役（社外取締役を除く）、代表取締役が指名する者から構成される経営会議において協議、報告を行う。経営会議は、原則として月1回、その他必要に応じて随時開催する。

(e) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア．監査等委員会は、監査の実効性の確保の観点から、監査等委員会の職務を補助するための使用人（以下「補助使用人」という。）を設置することを取締役会に対して要請することができる。
- イ．監査等委員会は、補助使用人を設置する場合には、補助使用人の業務の遂行、仕事量、人事評価等を含め、働きやすい環境が確保されるよう努める。
- ウ．補助使用人の人選、人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査等委員会の同意権、補助使用人に対する監査等委員会の指揮命令権等について、監査等委員会は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分に留意する。

- (f) 取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア．監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席する。
 - イ．監査等委員は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営方針、事業の環境と推進状況等について説明を受けるとともに、監査の実効性を高めるための要望等についても意見を交換する。
 - ウ．監査等委員は、取締役のほか、コンプライアンスやリスク管理を所管する経営管理部門、その他内部統制機能を所管する部門から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受ける。
 - エ．内部通報窓口担当部門は、内部通報制度の通報を受けた際には、通報内容および状況を直ちに監査等委員に報告を行う。
 - オ．内部監査担当者は、監査等委員に対しその監査計画および監査結果について定期的に報告を行い、監査等委員は必要に応じて調査を求める。
 - カ．監査等委員は取締役と協議し、監査等委員に報告を行った者または内部通報制度における通報を行った者が、当該報告または通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
 - キ．各監査等委員が意思疎通を図り、監査および経営、事業その他の関連する情報の提供と意見の交換を行うことにより、監査に関する重要な事項について情報を共有し、監査等委員共通の事項について決定するために監査等委員会を設置する。
- (g) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア．監査等委員会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
 - イ．監査等委員は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役および監査等委員会に報告する。
 - ウ．監査等委員会は、会計監査人との十分な連携を図る。
 - エ．監査等委員は、職務の執行について生ずる費用について、代表取締役と協議のうえあらかじめ予算に計上し、緊急または臨時に支出した費用と合わせて当該費用を、会社から前払または償還を受けることができる。
 - オ．監査等委員は、必要に応じて弁護士等外部専門家の意見を徴することができる。
- (h) 反社会的勢力との関係遮断に向けた基本的な考え方
- ア．反社会的勢力とは関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、弁護士および警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - イ．取引先と契約を締結する際には、当該取引先が反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことの確認を行う。
 - ウ．取引先と契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求義務を負うなどの「反社会的勢力の排除規程」等を契約書面にて交わす。
- b リスク管理体制の整備状況
- 当社は、持続的な成長を確保するために「リスク管理規程」を定めており、経営会議を中心にリスク管理体制を構築しております。リスクの分析や予防対策の検討などを進めるほか、必要に応じて役員に対する研修の実施、マニュアルの制定などを行っております。また、法務上の問題については、弁護士等と顧問契約を締結し、必要に応じて助言及び指導等を受け、適切な対応を行うことができる体制となっております。
- c 取締役の責任免除
- 当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、取締役会の決議によって会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものであります。

d 責任限定契約の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

e 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「本保険契約」という。）を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、本保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を本保険契約により填補することとしております。

なお、本保険契約の保険料は全額会社が負担しております。本保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

f 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする旨定款に定めております。

当社の監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めております。

g 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

h 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の要件を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

i 中間配当

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を遂行することを目的として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により行うことができる旨を定款に定めております。

j 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、将来の経営の機動性を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性0名 (役員のうち女性の比率0.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	橋本 舜	1988年 6月11日生	2012年 4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2016年 4月 当社代表取締役 (現任) 2026年 4月 akippa株式会社社外取締役 (現任)	(注) 2	17,407,700
社外取締役	田中 道昭	1964年12月13日生	1987年 4月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1997年 6月 シカゴ大学経営大学院卒業・MBA取得 1998年 3月 シティバンク入行 2000年 1月 バンクオブアメリカ証券会社入社 2002年 5月 ABNアムロ証券会社入社 2003年 8月 株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所代表取締役社長 (現任) 2006年 6月 株式会社マージングポイント代表取締役社長 (現任) 2013年 5月 株式会社サダマツ (現 フェスタリアホールディングス株式会社) 社外取締役 2015年 4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授 2021年 6月 株式会社アサンテ社外取締役 (現任) 2024年 4月 文京学院大学専門職大学院福祉医療マネジメント研究科客員教授 2024年 5月 当社社外取締役 (現任) 2025年 4月 日本工業大学大学院技術経営研究科教授 (現任) 事業構想大学院大学事業構想研究所客員教授	(注) 2	-
社外取締役 (監査等委員)	長瀬 大樹	1981年 6月 8日生	2007年12月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2011年11月 公認会計士登録 2018年 4月 野村證券株式会社公開引受部へ出向 2020年10月 長瀬大樹公認会計士事務所開設 代表 (現任) 2021年 5月 長瀬税理士事務所開設 (現任) 2021年 5月 税理士登録 2021年 6月 当社社外監査役 2024年 9月 株式会社Ota Accounting Center代表取締役就任 (現任) 2024年12月 株式会社軽子坂パートナーズ取締役 (現任) 2025年 5月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2025年12月 株式会社ACROVE社外監査役 (現任)	(注) 3	500
社外取締役 (監査等委員)	田中 宏隆	1974年10月 7日生	1998年 4月 松下電器産業株式会社 (現 パナソニックホールディングス株式会社) 入社 2007年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニーインコーポレイテッド・ジャパン入社 2015年10月 株式会社ベイカレント・コンサルティング (現 株式会社ベイカレント) 入社 2017年 1月 株式会社シグマクス (現 株式会社シグマクス・ホールディングス) 入社 2020年 4月 一般社団法人 SPACE FOODSPHERE理事 (現任) 2021年 3月 株式会社シグマクス常務執行役員 2022年 1月 当社社外取締役就任 2022年 3月 クックパッド株式会社社外取締役就任 2023年10月 株式会社UnLocX代表取締役CEO (現任) 2024年 3月 TechMagic株式会社社外取締役 (現任) 2024年12月 一般社団法人Next Prime Food代表理事 (現任) 2025年 5月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	-

社外取締役 (監査等委員)	永井 公成	1982年 8月 1 日生	2010年12月 弁護士登録	(注) 3	500
			2011年 1月 法律事務所オーセンス入所		
			2013年 1月 (株)デジタルガレージへ出向		
			2015年 7月 城山タワー法律事務所入所		
			2017年 3月 パルミュージック(株)社外監査役就任		
			2017年 4月 桐蔭法科大学院客員教授就任		
			2018年 2月 法律事務所ネクシード開設 代表(現任)		
			2021年 6月 当社社外監査役		
			2022年 3月 パルミュージック株式会社社外取締役(監査等委員) (現任)		
			2022年 6月 株式会社フォーバル・リアルストレート社外取締 役(監査等委員)(現任)		
			2024年11月 株式会社オスティアリーズ社外監査役(現任)		
			2025年 5月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)		
2025年 9月 株式会社ネクシード・コンサルティング代表取締 役(現任)					
2025年10月 中小企業診断士登録					
計					17,408,700

- (注) 1. 田中道昭、長瀬大樹、田中宏隆及び永井公成は、社外取締役であります。
2. 2026年5月27日開催の第10回定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 2025年5月28日開催の第9回定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であり、各氏を独立役員として指定しております。

当社は、社外取締役には、独立した立場からの監督・助言機能を求め、監査等委員には、取締役の影響を受けず業務執行を客観的に監査することを求めています。なお、当社は、社外役員の選任について、当社からの独立性に関する基準または方針等を定めておりませんが、社外役員を選任する際には、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の確保に係る実務上の留意事項の判断基準に準拠して独立性の確認をしております。

社外取締役田中道昭氏は、銀行・証券での豊富な経験・知識に加え、経営者及びビジネススクールの教授を務めるなど企業経営における幅広い経験等より、経営全般について独立した立場から適切に助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

監査等委員である社外取締役長瀬大樹氏は、公認会計士として会計・税務に関する専門知識と豊富な業務経験に基づき客観的な立場から監査を行うことができることを期待し、選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

監査等委員である社外取締役田中宏隆氏は、製造業及び食品業界における豊富な知識に加え、上場会社における社外取締役としての経験等より、経営全般について独立した立場から適切に助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

監査等委員である社外取締役永井公成氏は、弁護士として法律に関する専門知識と豊富な業務経験に基づき客観的な立場から監査を行うことができることを期待し、選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

長瀬大樹氏及び永井公成氏は当社の株式を保有しており、その所有株式数は「(2) [役員の状況] 役員一覧」の所有株式数の欄に記載のとおりです。その他、各氏と当社との間に、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の重要な利害関係はありません。

社外取締役または監査等委員会による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、決議事項に関する審議や決定に参加するほか、他の取締役の業務執行報告に関しての監督等を行っております。また、監査等委員会監査、内部監査及び会計監査と連携をとりながら、適宜、情報交換・意見交換を行っております。

監査等委員である取締役は、取締役会及び監査等委員会において、専門知識及び豊富な経験に基づき意見・提言を行っております。また、会計監査人及び内部監査担当者とは、定期的にミーティングを実施し、三者間の意見交換を行うこと等により、業務の適正性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は、2025年5月28日開催の第9回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員会は、全員が社外取締役で構成されており、非常勤3名体制であります。監査等委員会で決議された監査計画に基づき、取締役会への出席に加えて、必要に応じ、他重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、取締役及び使用人の業務執行状況の調査等により監査を実施します。

また、原則として月1回監査等委員会を開催し、監査等委員会監査計画及び監査スケジュールの策定、監査内容及び監査結果等を共有します。

監査等委員（社外取締役）の長瀬大樹氏は、公認会計士としての専門知識と豊富な業務経験及び他社の企業経営に携わるなど幅広い知見を、監査等委員（社外取締役）田中宏隆氏は、製造業及び食品業界における豊富な経験及び他社の企業経営に携わるなど幅広い知見を、監査等委員（社外取締役）の永井公成氏は、弁護士としての専門知識と豊富な業務経験及び法務の面で高い知見を、それぞれ有しております。

なお、当事業年度においては、監査役会及び監査等委員会を14回開催しており、個々の監査役及び監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	役職名	監査役会出席状況	監査等委員会出席状況
長瀬 大樹	社外取締役（監査等委員）	4回	10回
田中 宏隆	社外取締役（監査等委員）	-	10回
永井 公成	社外取締役（監査等委員）	4回	10回
小川 英樹	常勤監査役	4回	-

（注）長瀬大樹及び永井公成の両氏は、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会については、監査役として出席しております。

監査等委員会の具体的な検討事項として、監査の方針、監査計画、監査報告、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法・結果の相当性及び取締役の職務執行の適法性・経営判断の妥当性について検討します。

また、監査等委員会及び内部監査担当者並びに会計監査人との間で、監査結果報告を行い、三様監査として相互連携できる場を原則四半期ごとに設けており、その他、必要に応じて意見交換を行い、三者間での情報共有を適宜図ることで、監査機能の有効性・効率性を高めております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、各部門から独立した代表取締役の直属組織として内部監査室を設置しており、担当者を1名配置しております。内部監査室は各部門の業務に対し、内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告しております。内部監査室から取締役会へ、直接報告は行っており、代表取締役から取締役会へ内部監査の状況の報告を行っております。なお、実効性の高い内部監査を実施するため、内部監査計画の策定から実施結果の報告や改善状況の確認等において、代表取締役が主体的に関与しております。

また、監査等委員及び会計監査人とは定期的にミーティングを実施し、監査の内容の確認、改善状況の確認等について情報交換を行うことで効率的、効果的な監査を実施しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 須山 誠一郎

指定有限責任社員 柄澤 涼

c. 継続監査期間

6年間

d . 監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士 7名 その他21名

e . 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定について、品質管理体制、独立性、法令遵守状況、専門性、職務遂行状況、報酬水準の妥当性等を総合的に検討し、判断することとしております。これらの観点から、当社監査等委員会においてEY新日本有限責任監査法人の品質管理体制、独立性・専門性を評価し、また、監査日数・監査期間及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、同法人が会計監査人として適任であると判断して選定を行っております。

f . 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役の対応指針」並びに「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行状況等の観点から、EY新日本有限責任監査法人に対する評価を行った結果、同法人による会計監査は適格であると判断しております。

監査報酬の内容

a . 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
26,400	-	29,972	-

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、当社の会社規模、特性に基づいた、監査公認会計士等の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討の上、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとしております。

e . 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠を確認のうえ審議した結果、当社の会計監査人に対する監査報酬等について適切と判断し、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会決議により「取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」（以下「同方針」という。）を定めております。

取締役会は当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合していることを確認することにより、取締役の個人別の報酬等の内容が同方針に沿うものと判断しております。

取締役会は当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合していることを確認することにより、取締役の個人別の報酬等の内容が同方針に沿うものと判断しております。

（取締役）

当社の取締役の報酬は固定報酬を基本としており、同方針において、取締役の固定報酬の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、経営環境、各取締役の職位・職責・経営能力・功績等を総合的に勘案して決定しております。

取締役の個人別報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき各取締役の固定報酬の額につき委任を受けた代表取締役社長橋本舜氏が、同方針に基づき、報酬水準・報酬額の妥当性及び決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、社外取締役と協議した上で、適正な報酬額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためとなります。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2025年5月28日開催の第9回定時株主総会において年額50百万円以内(うち社外取締役10百万円以内)と決議されております。同決議時のために係る取締役は2名(うち社外取締役1名)となっております。

（監査等委員である取締役）

当社の監査等委員である取締役の報酬は固定報酬を基本としており、監査等委員である取締役の報酬の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で決定しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2025年5月28日開催の第9回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。同決議時の当該ために係る監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役3名)となっております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	29,124	29,124	-	-	-	3
取締役(監査等委員) 社外取締役を除く	-	-	-	-	-	-
監査役 (社外監査役を除く)	2,274	2,274	-	-	-	1
社外役員	16,800	16,800	-	-	-	7

(注) 1. 上記には、2025年5月28日開催の第9回定時株主総会に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役3名(うち社外監査役2名)を含めております。なお、当社は、2025年5月28日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年3月1日から2026年2月28日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等へ参加することにより、社内における専門知識の蓄積に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,983,167	1,886,902
売掛金	775,373	777,609
商品	190,757	173,103
原材料及び貯蔵品	39,192	27,330
前払費用	115,148	105,025
未収入金	149,722	245,115
その他	21,338	15,921
流動資産合計	3,274,701	3,231,008
固定資産		
有形固定資産		
建物	122,321	126,494
減価償却累計額	42,296	58,105
建物(純額)	80,025	68,389
機械及び装置	61,170	121,791
減価償却累計額	10,132	21,880
機械及び装置(純額)	51,038	99,911
工具、器具及び備品	57,508	58,467
減価償却累計額	26,657	37,182
工具、器具及び備品(純額)	30,851	21,285
リース資産	8,587	8,587
減価償却累計額	1,789	3,223
リース資産(純額)	6,798	5,364
建設仮勘定	-	102,935
有形固定資産合計	168,712	297,885
無形固定資産		
特許権	1,550	6,330
商標権	2,972	4,391
無形固定資産合計	4,522	10,721
投資その他の資産		
長期前払費用	65,545	53,070
差入保証金	270,675	350,684
繰延税金資産	67,152	70,213
投資その他の資産合計	403,373	473,969
固定資産合計	576,608	782,576
資産合計	3,851,309	4,013,585

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	545,131	504,580
短期借入金	400,000	400,000
1年内返済予定の長期借入金	166,656	152,768
リース債務	1,384	1,420
未払金	651,111	800,915
未払費用	161,759	129,181
未払法人税等	69,324	3,281
契約負債	375,492	420,356
預り金	51,374	51,089
賞与引当金	22,555	53,710
ポイント引当金	12,749	11,947
その他	80,574	8,081
流動負債合計	2,538,115	2,537,333
固定負債		
長期借入金	236,128	83,360
リース債務	5,520	4,099
資産除去債務	34,687	33,245
固定負債合計	276,336	120,705
負債合計	2,814,451	2,658,038
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,174,857	38,199
資本剰余金		
資本準備金	1,585,233	28,152
その他資本剰余金	527,605	1,054,126
資本剰余金合計	2,112,839	1,082,278
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,223,569	262,372
利益剰余金合計	2,223,569	262,372
自己株式	27,583	27,585
株主資本合計	1,036,543	1,355,265
新株予約権	315	281
純資産合計	1,036,858	1,355,547
負債純資産合計	3,851,309	4,013,585

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
売上高	1 15,241,454	1 15,191,882
売上原価	6,860,688	6,589,561
売上総利益	8,380,765	8,602,321
販売費及び一般管理費	2, 3 8,244,255	2, 3 8,384,880
営業利益	136,510	217,441
営業外収益		
受取利息	1,231	4,405
補助金収入	-	55,878
受取補填金	2,654	1,883
為替差益	1,011	-
その他	3,435	5,377
営業外収益合計	8,332	67,545
営業外費用		
支払利息	19,641	15,938
支払保証料	592	342
為替差損	-	854
その他	755	133
営業外費用合計	20,989	17,268
経常利益	123,853	267,717
特別利益		
固定資産売却益	4 171	-
特別利益合計	171	-
特別損失		
固定資産除却損	-	5 181
特別損失合計	-	181
税引前当期純利益	124,024	267,535
法人税、住民税及び事業税	38,699	8,223
法人税等調整額	23,626	3,061
法人税等合計	15,072	5,162
当期純利益	108,952	262,372

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月28日)		当事業年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
期首棚卸高		175,050		190,757	
当期仕入高		6,821,277		6,510,151	
他勘定振替高		32,194		29,713	
期末棚卸高		190,757		173,103	
商品売上原価		6,773,376	98.7	6,498,092	98.6
商品廃棄損		77,611	1.1	63,042	1.0
その他		9,700	0.1	28,426	0.4
当期売上原価		6,860,688	100.0	6,589,561	100.0

他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月28日)	当事業年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月28日)
販売促進費(千円)	194	-
見本品費(千円)	31,999	29,713

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,132,046	1,542,516	527,605	2,070,122	2,332,522	2,332,522	27,567	842,079	
当期変動額									
新株の発行 （新株予約権の行使）	42,810	42,716		42,716				85,527	
当期純利益					108,952	108,952		108,952	
自己株式の取得							15	15	
当期変動額合計	42,810	42,716	-	42,716	108,952	108,952	15	194,463	
当期末残高	1,174,857	1,585,233	527,605	2,112,839	2,223,569	2,223,569	27,583	1,036,543	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	382	842,462
当期変動額		
新株の発行 （新株予約権の行使）	67	85,459
当期純利益		108,952
自己株式の取得		15
当期変動額合計	67	194,395
当期末残高	315	1,036,858

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,174,857	1,585,233	527,605	2,112,839	2,223,569	2,223,569	27,583	1,036,543	
当期変動額									
新株の発行 （新株予約権の行使）	28,199	28,152		28,152				56,351	
当期純利益					262,372	262,372		262,372	
資本金から剰余金への振替	1,164,857		1,164,857	1,164,857				-	
準備金から剰余金への振替		1,585,233	1,585,233	-				-	
欠損填補			2,223,569	2,223,569	2,223,569	2,223,569		-	
自己株式の取得							2	2	
当期変動額合計	1,136,657	1,557,081	526,520	1,030,560	2,485,942	2,485,942	2	318,722	
当期末残高	38,199	28,152	1,054,126	1,082,278	262,372	262,372	27,585	1,355,265	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	315	1,036,858
当期変動額		
新株の発行 （新株予約権の行使）	33	56,318
当期純利益		262,372
資本金から剰余金への振替		-
準備金から剰余金への振替		-
欠損填補		-
自己株式の取得		2
当期変動額合計	33	318,688
当期末残高	281	1,355,547

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	124,024	267,535
減価償却費	63,956	66,289
賞与引当金の増減額(は減少)	22,555	31,154
ポイント引当金の増減額(は減少)	769	801
受取利息	216	4,405
支払利息	19,641	15,938
有形固定資産売却損益(は益)	171	-
固定資産除却損	-	181
売上債権の増減額(は増加)	6,475	2,236
棚卸資産の増減額(は増加)	34,797	29,515
仕入債務の増減額(は減少)	11,725	40,550
未払又は未収消費税等の増減額	49,134	75,823
未払金の増減額(は減少)	169,700	91,425
未払費用の増減額(は減少)	40,321	32,577
契約負債の増減額(は減少)	91,017	44,864
その他	45,450	64,946
小計	154,296	325,562
利息の受取額	216	4,405
利息の支払額	21,610	16,861
法人税等の支払額	2,471	57,689
営業活動によるキャッシュ・フロー	130,431	255,417
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	78,866	121,328
無形固定資産の取得による支出	766	5,994
有形固定資産の売却による収入	171	-
資産除去債務の履行による支出	5,500	-
差入保証金の差入による支出	45,215	112,634
差入保証金の回収による収入	165,107	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	34,930	239,957
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	100,000	-
長期借入れによる収入	500,000	-
長期借入金の返済による支出	97,216	166,656
新株予約権の行使による株式の発行による収入	85,459	56,318
自己株式の取得による支出	15	2
リース債務の返済による支出	1,349	1,384
財務活動によるキャッシュ・フロー	386,877	111,725
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	552,239	96,265
現金及び現金同等物の期首残高	1,430,928	1,983,167
現金及び現金同等物の期末残高	1,983,167	1,886,902

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～15年
機械及び装置	10～12年
工具、器具及び備品	2～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

特許権	8年
商標権	10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

2～10年で均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の使用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績を基礎として事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、完全栄養の主食を中心としたBASE FOODシリーズ等の開発と販売を事業として営んでおり、顧客への商品の引渡し時点で商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

ただし、商品の出荷時から当該商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	67,152	70,213

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、過年度より重要な税務上の欠損金が発生していることから企業の分類は分類4に該当すると判断しております。

当該判断結果に伴い、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジュールリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。

主要な仮定

翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて翌期の一時差異等のスケジュールリングを実施した結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。また、将来の課税所得の発生額は主として取締役会により承認された事業計画を基礎として見積もりを行っており、その主要な仮定は、自社ECにおける新規顧客獲得数及び定期継続率、卸販売における新商品の売上高予測であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、これによる財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(後発事象に関する会計基準等)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書 560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものです。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首より適用予定です。

(表示方法の変更)

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未払又は未収消費税等の増減額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた3,684千円は、「未払又は未収消費税等の増減額」49,134千円、「その他」45,450千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
当座貸越極度額の総額	2,150,000千円	2,150,000千円
借入実行残高	400,000千円	400,000千円
差引額	1,750,000千円	1,750,000千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59%、当事業年度63%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度41%、当事業年度37%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年3月1日 至2025年2月28日)	当事業年度 (自2025年3月1日 至2026年2月28日)
荷造運賃	1,288,617千円	1,289,932千円
広告宣伝費	2,848,037千円	3,177,499千円
給料手当	1,258,758千円	1,144,730千円
賞与引当金繰入額	19,494千円	27,230千円
ポイント引当金繰入額	769千円	801千円
減価償却費	58,350千円	58,858千円

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自2024年3月1日 至2025年2月28日)	当事業年度 (自2025年3月1日 至2026年2月28日)
	539,836千円	493,884千円

4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年3月1日 至2025年2月28日)	当事業年度 (自2025年3月1日 至2026年2月28日)
機械装置	171千円	-千円
計	171千円	-千円

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2024年3月1日 至2025年2月28日)	当事業年度 (自2025年3月1日 至2026年2月28日)
建物	-千円	181千円
計	-千円	181千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	53,292,900	1,058,400	-	54,351,300
合計	53,292,900	1,058,400	-	54,351,300
自己株式				
普通株式(注)2	1,358,000	30	-	1,358,030
合計	1,358,000	30	-	1,358,030

(注)1. 普通株式数の増加1,058,400株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式数の自己株式数の増加30株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	315
	合計	-	-	-	-	-	315

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月28日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	54,351,300	400,800	-	54,752,100
合計	54,351,300	400,800	-	54,752,100
自己株式				
普通株式（注）2	1,358,030	5	-	1,358,035
合計	1,358,030	5	-	1,358,035

（注）1．普通株式数の増加400,800株は、新株予約権の行使による増加であります。

2．普通株式数の自己株式数の増加5株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2．新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	281
	合計	-	-	-	-	-	281

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金勘定	1,983,167千円	1,886,902千円
現金及び現金同等物	1,983,167千円	1,886,902千円

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

品質管理機器(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行等の金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は主に運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

一部の借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に基づき、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。差入保証金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

資金調達に係る流動性のリスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新する等の方法により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年2月28日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	270,675	267,371	3,303
資産計	270,675	267,371	3,303
長期借入金(*1)	402,784	402,784	-
リース債務(*2)	6,905	6,883	21
負債計	409,689	409,667	21

(*1) 変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済予定の長期借入金166,656千円を含めて記載しております。

(*2) リース債務は、リース債務(流動負債)とリース債務(固定負債)の合計額であります。

(*3) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2026年2月28日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	350,684	343,872	6,812
資産計	350,684	343,872	6,812
長期借入金(*1)	236,128	236,128	-
リース債務(*2)	5,520	5,505	14
負債計	241,648	241,633	14

(*1) 変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済予定の長期借入金152,768千円を含めて記載しております。

(*2) リース債務は、リース債務(流動負債)とリース債務(固定負債)の合計額であります。

(*3) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1 . 金銭債権の決算日後の償還予定額
 前事業年度 (2025年 2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,983,167	-	-	-
売掛金	775,373	-	-	-
差入保証金	195,339	75,335	-	-
合計	2,953,880	75,335	-	-

当事業年度 (2026年 2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,886,902	-	-	-
売掛金	777,609	-	-	-
差入保証金	206,742	143,942	-	-
合計	2,871,254	143,942	-	-

(注) 2 . 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
 前事業年度 (2025年 2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	400,000	-	-	-	-	-
長期借入金	166,656	166,656	69,472	-	-	-
リース債務	1,384	1,420	1,457	1,495	1,146	-
合計	568,040	168,076	70,929	1,495	1,146	-

当事業年度 (2026年 2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	400,000	-	-	-	-	-
長期借入金	152,768	83,360	-	-	-	-
リース債務	1,420	1,457	1,495	1,146	-	-
合計	554,188	84,817	1,495	1,146	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2025年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(2026年2月28日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2025年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	267,371	-	267,371
資産計	-	267,371	-	267,371
長期借入金	-	402,784	-	402,784
リース債務	-	6,883	-	6,883
負債計	-	409,667	-	409,667

当事業年度（2026年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	343,872	-	343,872
資産計	-	343,872	-	343,872
長期借入金	-	236,128	-	236,128
リース債務	-	5,505	-	5,505
負債計	-	241,633	-	241,633

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

時価は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期及び国債の利率をもとに割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

時価は、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しています。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員5名	当社従業員12名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式700,000株	普通株式1,750,000株
付与日	2018年11月30日	2020年4月9日
権利確定条件	(注)1	(注)1
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年11月30日 至 2028年11月30日	自 2022年4月9日 至 2030年3月27日

	第5回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員9名	当社従業員7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式582,600株	普通株式423,900株
付与日	2021年2月27日	2021年5月31日
権利確定条件	(注)1	(注)1
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年2月27日 至 2031年2月26日	自 2023年5月31日 至 2031年5月28日

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員29名	当社監査役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式1,059,000株	普通株式47,100株
付与日	2022年1月18日	2022年1月18日
権利確定条件	(注)1	(注)1
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2024年1月18日 至 2032年1月17日	自 2022年1月19日 至 2032年1月17日

(注)1. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2026年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前事業年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前事業年度末	100,000	215,700	18,600	94,200	665,000
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	215,700	9,300	47,100	123,700
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	9,300	47,100	541,300

	第9回 新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	47,100
権利確定	-
権利行使	5,000
失効	-
未行使残	42,100

(注) 2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

単価情報

	第1回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格 (円)	22	24	28	31	384
行使時平均株価 (円)	-	539	598	451	488
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-

	第9回 新株予約権
権利行使価格 (円)	384
行使時平均株価 (円)	598
付与日における 公正な評価単価 (円)	-

(注) 2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単価当たりの本源的価値の算定基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)、類似会社比較法及び取引事例法の併用方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	41,786千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	146,578千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	906,515千円	863,727千円
減価償却超過額	204 "	101 "
一括償却資産償却超過額	1,081 "	2,547 "
未払事業税	9,814 "	- "
ポイント引当金	3,903 "	3,658 "
研究開発費否認	7,915 "	3,304 "
未払金否認額	6,822 "	7,634 "
賞与引当金	6,906 "	16,446 "
資産除去債務	10,621 "	9,531 "
その他	17,307 "	18,270 "
繰延税金資産小計	971,092千円	925,223千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	873,334 "	823,129 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	23,881 "	20,511 "
評価性引当額小計	897,215 "	843,641 "
繰延税金資産合計	73,876千円	81,582千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	6,723千円	4,456千円
その他	-	6,911 "
繰延税金負債合計	6,723千円	11,368千円
繰延税金資産の純額	67,152千円	70,213千円

(注) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	2,178	13,406	49,368	-	106,705	734,856	906,515
評価性引当額	-	-	31,772	-	106,705	734,856	873,334
繰延税金資産	2,178	13,406	17,595	-	-	-	(2) 33,180

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 繰越欠損金のうち、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておらず、繰延税金資産として計上しております。

当事業年度(2026年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	68,093	87,168	708,465	863,727
評価性引当額	-	-	-	27,495	87,168	708,465	823,129
繰延税金資産	-	-	-	40,598	-	-	(2) 40,598

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 繰越欠損金のうち、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておらず、繰延税金資産として計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2	-
住民税均等割等	5.3	1.6
評価性引当額の増減	26.6	29.3
税額控除	0.2	0.3
その他	1.3	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.2	2.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

倉庫の不動産賃貸借契約及び賃貸用不動産の定期借地契約に伴う原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数と見積り、割引率は 0.052% ~ 0.475% を使用して資産除去債務の金額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
期首残高	23,890千円	34,687千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	16,238千円	2,117千円
時の経過による調整額	59千円	68千円
見積りの変更による減少額	-千円	-千円
資産除去債務の履行による減少額	5,500千円	3,627千円
期末残高	34,687千円	33,245千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント	その他	合計
	完全栄養食事業		
自社EC	9,729,833	-	9,729,833
他社EC	852,148	-	852,148
卸販売	4,458,828	-	4,458,828
海外事業	184,121	-	184,121
その他	9,773	6,749	16,522
顧客との契約から生じる収益	15,234,705	6,749	15,241,454
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	15,234,705	6,749	15,241,454

当事業年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント	その他	合計
	完全栄養食事業		
自社EC	10,036,806	-	10,036,806
他社EC	955,324	-	955,324
卸販売	3,949,517	-	3,949,517
海外事業	218,822	-	218,822
その他	-	17,412	17,412
顧客との契約から生じる収益	15,160,470	17,412	15,177,882
その他の収益	-	14,000	14,000
外部顧客への売上高	15,160,470	31,412	15,191,882

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主として完全栄養食事業を展開しており、事業の形態を基に「完全栄養食事業」を単一の報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高はありません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
 前事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント	その他（注1）	合計	調整額（注3）	財務諸表計上額 （注2）
	完全栄養食事業				
売上高					
外部顧客への売上高	15,234,705	6,749	15,241,454	-	15,241,454
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	15,234,705	6,749	15,241,454	-	15,241,454
セグメント利益又は損失 （ ）	264,850	3,076	261,773	125,263	136,510

- （注）1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。
 2. セグメント利益又は損失（ ）は、財務諸表の営業利益と一致しております。
 3. 調整額は、各セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費になります。
 4. セグメント資産の金額は、事業セグメントに配分を行っていないため、開示しておりません。

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント	その他（注1）	合計	調整額（注3）	財務諸表計上額 （注2）
	完全栄養食事業				
売上高					
外部顧客への売上高	15,160,470	31,412	15,191,882	-	15,191,882
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	15,160,470	31,412	15,191,882	-	15,191,882
セグメント利益	273,934	2,361	276,295	58,854	217,441

- （注）1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。
 2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と一致しております。
 3. 調整額は、各セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費になります。
 4. セグメント資産の金額は、事業セグメントに配分を行っていないため、開示しておりません。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客先への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
伊藤忠商事株式会社	1,790,205 千円	完全栄養食事業
株式会社ナシオ	1,471,749 千円	完全栄養食事業

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客先への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
伊藤忠商事株式会社	1,756,352千円	完全栄養食事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)	当事業年度 (自 2025年 3 月 1 日 至 2026年 2 月28日)
1 株当たり純資産額	19.56円	25.38円
1 株当たり当期純利益	2.07円	4.92円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	2.04円	4.90円

(注) 1 . 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日)	当事業年度 (自 2025年 3 月 1 日 至 2026年 2 月28日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益	108,952	262,372
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	108,952	262,372
普通株式の期中平均株式数 (株)	52,569,411	53,315,541
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	754,014	253,514
(うち新株予約権 (株))	(754,014)	(253,514)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 2 種類 新株予約権の数7,121個 普通株式712,100株 なお、新株予約権の概要は、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	-

2 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 2 月28日)	当事業年度 (2026年 2 月28日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,036,858	1,355,547
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	315	281
(うち新株予約権) (千円)	(315)	(281)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	1,036,543	1,355,265
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	52,993,270	53,394,065

(重要な後発事象)
 (新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

当社は、2026年4月14日付けの取締役会において、当社の取締役および従業員に対し、以下の通り有償ストック・オプション(以下「本新株予約権」)を発行することを決議し、2026年5月22日に割当が完了しております。

1. 発行の目的および理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として発行するものであります。

本新株予約権には、「2. 発行の概要(7) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、所定の売上高基準及び在籍要件を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものです。

なお、行使された本新株予約権にはすべて自己株式が充当される予定であり(2026年5月22日現在の発行済株式総数である54,752,100株に対して最大で約1.61%)、議決権数に対する一定の希薄化は生じます。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 発行の概要

(1)	新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社取締役および従業員 64名 8,805個
(2)	新株予約権の目的である株式の種類及び数	<p>本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。</p> <p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または、株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p>
(3)	新株予約権の総数	8,805個
(4)	新株予約権の払込金額又はその算定方法	<p>本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,000円とする。</p> <p>なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。</p>

<p>(5)</p>	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）</p>	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2026年4月13日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である金332円とする。</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p>
<p>(6)</p>	<p>新株予約権の権利行使期間</p>	<p>本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年6月1日から2031年5月21日までとする。</p>

(7)	新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、（ ）2028年2月期から2029年2月期までのいずれかの当社の事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高が、下記(a)から(c)までに掲げる条件を達成し、かつ、（ ）新株予約権者が下記(d)から(f)までに掲げる期間（以下、「在籍期間」という。）中継続して当社または当社関係会社の取締役または従業員の地位に就いていた場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の個数に下記に掲げるそれぞれ最も割合が高い行使可能割合 及び行使可能割合（いずれも、条件を満たした割合のうち最も高い割合とする。）を乗じて得られる個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能割合 については、諸般の事情を考慮のうえ新株予約権の行使を当社の取締役会が承認した場合は、当社の取締役会が認める行使可能割合の限度で、この限りでない。</p> <p>行使可能割合 について</p> <p>(a) 売上高が200億円以上となる場合 行使可能割合 : 33%</p> <p>(b) 売上高が230億円以上となる場合 行使可能割合 : 66%</p> <p>(c) 売上高が260億円以上となる場合 行使可能割合 : 100%</p> <p>行使可能割合 について</p> <p>(d) 本新株予約権の割当日から2027年2月末日までが在籍期間となる場合 行使可能割合 : 33%</p> <p>(e) 本新株予約権の割当日から2028年2月末日までが在籍期間となる場合 行使可能割合 : 66%</p> <p>(f) 本新株予約権の割当日から2029年2月末日までが在籍期間となる場合 行使可能割合 : 100%</p> <p>なお、上記における売上高の判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書における損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）の数値を参照するものとし、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
(8)	新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(9)	新株予約権の取得の事由及び取得条件	<p>当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。</p>
(10)	新株予約権の譲渡制限	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>

(11)	組織再編行為時における新株予約権の取扱い	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（11）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 上記（6）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（6）に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（8）に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>その他新株予約権の行使の条件 上記（7）に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の取得事由及び条件 上記（9）に準じて決定する。</p> <p>その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
(12)	新株予約権の割当日	2026年5月22日
(13)	新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14)	新株予約権の払込期日	2026年5月22日

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	122,321	11,807	7,633	126,494	58,105	23,260	68,389
機械及び装置	61,170	60,621	-	121,791	21,880	11,747	99,911
工具、器具及び備品	57,508	3,084	2,125	58,467	37,182	12,650	21,285
リース資産	8,587	-	-	8,587	3,223	1,434	5,364
建設仮勘定	-	210,087	107,152	102,935	-	-	102,935
有形固定資産計	249,587	285,600	116,911	418,276	120,390	49,093	297,885
無形固定資産							
特許権	2,069	5,355	-	7,424	1,094	575	6,330
商標権	3,432	1,897	-	5,330	939	478	4,391
無形固定資産計	5,502	7,253	-	12,755	2,033	1,053	10,721
長期前払費用	86,642 [2,341]	24,410 [8,913]	20,743 [5,514]	90,310 [5,740]	37,239	16,142	53,070 [5,740]

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

建物	自社倉庫移転に伴う設備等の取得	11,807千円
機械及び装置	品質管理機器等の取得	60,621千円
工具、器具及び備品	品質管理機器等の取得	3,084千円
建設仮勘定	ラボ賃借に伴う工事及び 直営店事業の機器等設備等の取得	102,935千円
長期前払費用	工場設備設置費用負担金等	7,063千円

2. 長期前払費用の [] 内は内書きで、広告宣伝費の期間配分等に係るものであり、減価償却と性格が異なるため、当期末減価償却累計額又は償却累計額及び当期償却額には含めておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	400,000	400,000	0.6	-
1年内返済予定の長期借入金	166,656	152,768	1.8	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,384	1,420	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	236,128	83,360	1.8	2027年7月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,520	4,099	-	2027年～2029年
合計	809,689	641,648	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	83,360	-	-	-

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,457	1,495	1,146	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	22,555	53,710	22,555	-	53,710
ポイント引当金	12,749	11,947	-	12,749	11,947

(注) ポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、洗い替えによる戻し入れであります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	1,886,902
合計	1,886,902

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Amazon, Inc.	195,670
伊藤忠商事株式会社	154,791
三菱食品株式会社	127,506
株式会社ナシオ	91,626
Stripe, Inc.	66,695
その他	141,320
合計	777,609

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
775,373	19,610,994	19,608,758	777,609	96.19	14.5

ハ．商品

品目	金額(千円)
商品	
BASE FOODシリーズ	153,899
その他	19,204
合計	173,103

二．原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
原材料	
BASE FOODシリーズ	1,019
小計	1,019
貯蔵品	
包装資材等	26,311
小計	26,311
合計	27,330

ホ．未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
伊藤製パン株式会社	77,824
アサヒロジ株式会社	27,509
株式会社オイシス	33,263
寿がきや食品株式会社	20,430
Amazon, Inc.	12,290
その他	73,796
合計	245,115

固定資産

イ．差入保証金

区分	金額(千円)
敷金	206,989
保証金	143,695
合計	350,684

流動負債
イ．買掛金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
伊藤製パン株式会社	245,946
フジパン株式会社	99,316
株式会社オイシス	89,798
寿がきや食品株式会社	32,193
関東パック株式会社	10,043
その他	27,281
合計	504,580

ロ．未払金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Google Japan G.K.	53,330
三菱商事パッケージング株式会社	52,560
株式会社ニッポン	50,894
株式会社きんでん	43,890
Amazon, Inc.	43,477
その他	556,761
合計	800,915

ハ．契約負債

品目	金額(千円)
ポイント制度に係る契約負債	420,356
合計	420,356

(3)【その他】

当事業年度における半期情報等

(累計期間)	第1四半期累計期間	中間会計期間	第3四半期累計期間	当事業年度
売上高(千円)	3,945,887	7,694,889	11,438,094	15,191,882
税引前中間(当期)(四半期)純利益又は純損失() (千円)	80,296	54,739	38,131	267,535
中間(当期)(四半期)純利益又は純損失()(千円)	99,971	48,147	43,586	262,372
1株当たり中間(当期)(四半期)純利益又は純損失()(円)	1.88	0.90	0.82	4.92

(会計期間)	第1四半期会計期間	第2四半期会計期間	第3四半期会計期間	第4四半期会計期間
1株当たり四半期純利益又は純損失()(円)	1.88	1.00	1.76	4.20

(注) 第1四半期累計期間及び第3四半期累計期間に係る財務諸表に対するレビュー : 無

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： https://basefood.co.jp/corporate
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第9期）（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）2025年5月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年5月29日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第10期中間期）（自 2025年6月1日 至 2025年8月31日）2025年10月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年5月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2026年4月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2026年5月25日関東財務局長に提出

2026年4月14日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年5月28日

ベースフード株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須山 誠一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柄澤 涼

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているベースフード株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベースフード株式会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「(税効果会計関係)に記載されているとおり、会社は、2026年2月28日現在、繰延税金資産(繰延税金負債相殺前)を81,582千円計上している。これは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額925,223千円から評価性引当額843,641千円を控除したものである。</p> <p>注記事項「(重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、会社は、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積りに基づいて翌期の一時差異等のスケジュールリングを実施した結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上している。</p> <p>将来の課税所得の発生額は主として取締役会により承認された事業計画を基礎として見積りを行っており、その主要な仮定は、自社ECにおける新規顧客獲得数及び定期継続率、卸販売における新商品の売上高予測である。</p> <p>会社の繰延税金資産の回収可能性に関する判断において、上記の重要な仮定は不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金残高について、その解消見込年度のスケジュールリングについて検討した。 ・経営者との協議により翌事業年度の課税所得の見積りの基礎となる事業計画の作成方法を理解するとともに、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・自社ECに関しては、重要な仮定である新規顧客獲得数及び定期継続率の達成可能性について経営者および事業計画策定責任者に質問を行うとともに、過去の趨勢について分析を実施し、外部機関によって算定されている将来の市場規模に関する情報と比較した。 ・卸販売に関しては、重要な仮定である新商品の売上高予測の達成可能性について経営者および事業計画策定責任者に質問を行い、当該商品の展開状況や類似商品の過去の販売実績に照らし、将来の販売予測の合理性を評価した。 ・事業計画と実績を比較して乖離要因を把握し、経営者による見積りの偏向の有無及び見積りの精度を評価した。 ・事業計画に一定の不確実性を織り込んだ際に、繰延税金資産の回収可能性の判断に及ぼす影響を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ベースフード株式会社の2026年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ベースフード株式会社が2026年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。